
中間市国民保護計画

平成30年11月27日

(平成30年11月改訂版)

中間市

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	
第 1 節 市の責務及び市国民保護計画の位置づけと構成	1
第 2 節 市国民保護計画の見直し、変更手続	3
第 3 節 用語の定義	3
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	
第 1 節 国民保護措置に関する基本方針	6
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等	
第 1 節 国民保護措置の全体の仕組み	8
第 2 節 関係機関の事務又は業務の大綱	9
第 4 章 市の地理的、社会的特徴	
第 1 節 市の地理的、社会的特徴	13
第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態	
第 1 節 武力攻撃事態	18
第 2 節 緊急処理事態	21

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章 組織・体制の整備等	
第 1 節 市における組織・体制の整備	23
第 2 節 関係機関との連携体制の整備	30
第 3 節 通信の確保	35
第 4 節 情報収集・提供等の体制整備	36
第 5 節 研修及び訓練	40
第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
第 1 節 避難に関する基本的事項	43
第 2 節 避難に関する備え	45
第 3 節 救援に関する基本的事項	46
第 4 節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	46
第 5 節 避難施設の指定への協力	47
第 6 節 生活関連等施設の把握等	47
第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備	
第 1 節 市における備蓄	49
第 2 節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	50
第 4 章 国民保護に関する啓発	
第 1 節 国民保護措置に関する啓発	51
第 2 節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	52

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
第1節 国民保護対策準備室の設置及び初動措置	53
第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	56
第2章 市対策本部の設置等	
第1節 市対策本部の設置	57
第2節 通信の確保	68
第3章 関係機関相互の連携	
第1節 国・県の対策本部との連携	69
第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	69
第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	70
第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	71
第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	71
第6節 市の行う応援等	72
第7節 自主防災組織等に対する支援等	72
第8節 住民への協力要請	73
第4章 警報の伝達及び避難住民の誘導等	
第1節 警報の伝達等	74
第2節 避難住民の誘導等	79
第5章 救援	
第1節 救援の実施	96
第2節 関係機関との連携	96
第3節 救援の内容	97
第6章 安否情報の収集・提供	
第1節 安否情報の収集等	98
第2節 県に対する報告	99
第3節 安否情報の照会に対する回答	100
第4節 日本赤十字社に対する協力	101
第7章 武力攻撃災害への対処	
第1節 武力攻撃災害への対処	102
第2節 応急措置等	103
第3節 生活関連等施設における災害への対処等	108
第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	110
第8章 被災情報の収集及び報告	
第1節 被災情報の収集及び報告	115
第9章 保健衛生の確保その他の措置	
第1節 保健衛生の確保	116
第2節 廃棄物の処理	117
第10章 国民生活の安定に関する措置	
第1節 生活関連物資等の価格安定	118
第2節 避難住民等の生活安定等	118
第3節 生活基盤等の確保	119

第11章 特殊標章等の交付及び管理	
第1節 特殊標章等	120
第2節 特殊標章等の交付及び管理	121

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧	
第1節 基本的考え方	123
第2節 公共的施設の応急の復旧	124
第2章 武力攻撃災害の復旧	
第1節 武力攻撃災害の復旧	125
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	126
第2節 損失補償及び損害補償	126
第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん	127

第5編 緊急対応事態への対応

第1章 緊急対応事態への対応	
第1節 緊急対応事態	128
第2節 緊急対応事態における警報の通知及び伝達	128

資料編

資料編	
1 対応事例	1
2 関係機関の連絡窓口	5
3 安否情報省令	20
4 災害拠点病院一覧表	28
5 第二種感染症指定医療機関一覧表	28
6 緊急交通路一覧表	29
7 主要路線表	29
8 危険物質等の種類及び県知事が命ずることのできる措置一覧	30

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

中間市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態における国民の保護に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第 1 節 市の責務及び市国民保護計画の位置づけと構成

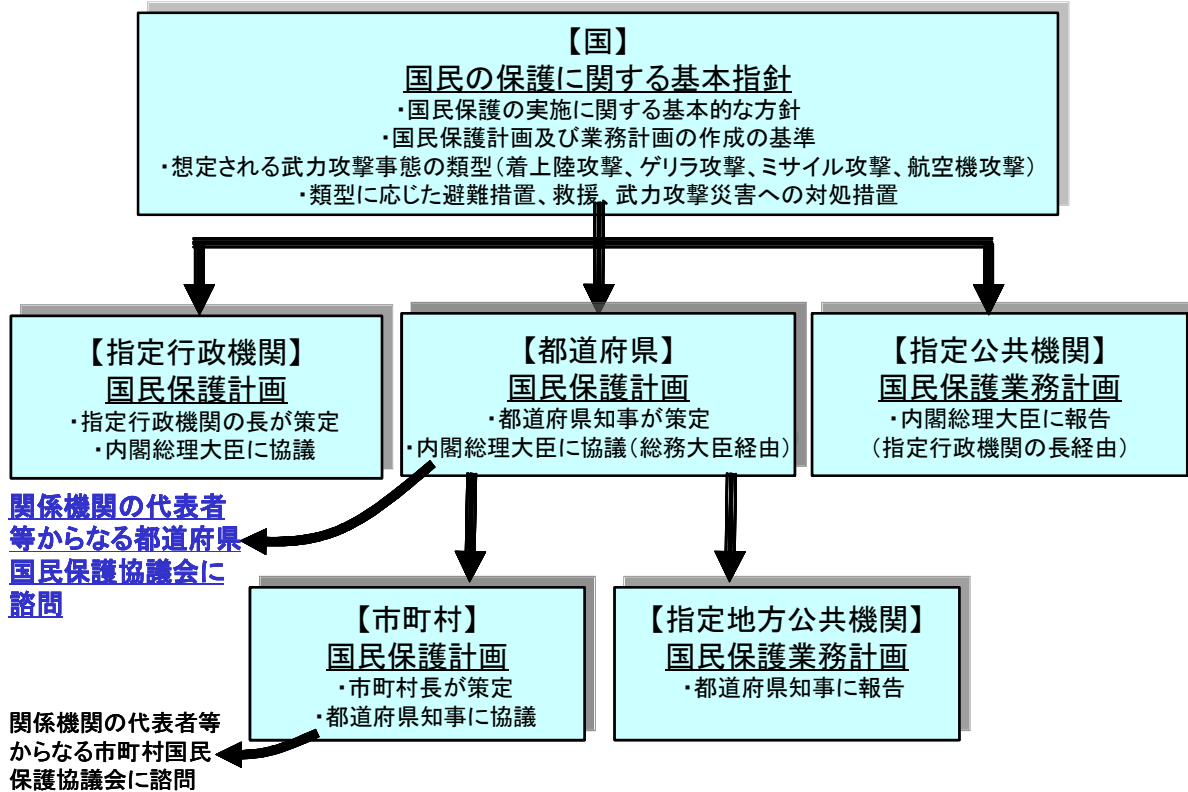
1 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められたときは、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福岡県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

「基本指針」、「国民保護計画」及び「国民保護業務計画」の構成



3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等について定める。

- ・ 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進
- ・ 市が実施する国民保護措置
- ・ 国民の保護のための訓練並びに物資及び資材の備蓄
- ・ 国民の保護のための体制
- ・ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携
- ・ この他市長が必要と認める事項

4 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- | | |
|-------|-------------|
| 第 1 編 | 総論 |
| 第 2 編 | 平素からの備えや予防 |
| 第 3 編 | 武力攻撃事態等への対処 |
| 第 4 編 | 復旧等 |
| 第 5 編 | 緊急対処事態への対処 |
| 資料編 | |

第 2 節 市国民保護計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し

- (1) 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。
- (2) 市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

2 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第 3 節 用語の意義

この計画における主な用語の意義は以下のとおりである。

〈武力攻撃関連〉

用語	意義
武 力 攻 撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
N B C 攻撃	武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。

《避難、救援関連》

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
トリアージ	災害時の医療現場において、「負傷者を重傷度に応じて選別する」行為のことを指す。 負傷者をそれぞれ重傷度に区分けして、適切な処置や病院への搬送などの処理を行うことにより、より多くの負傷者の治療を可能にするために、このトリアージは使われる。

《 関係機関、施設関連 》

用語	意義
指 定 行 政 機 関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関 2 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 3 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 4 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指 定 地 方 行 政 機 関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指 定 公 共 機 関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指 定 地 方 公 共 機 関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
緊 急 消 防 援 助 隊	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生 活 関 連 等 施 設	国民保護法第 102 条第 1 項に規定する生活関連等施設（発電所、ガスホルダー等）をいう。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項を国民保護措置に関する基本方針として定める。

第1節 国民保護措置に関する基本方針

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

ア 市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

イ 市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

- (1) 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する方の保護について留意する。
- (2) 国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 男女のニーズの違いへの配慮

市は、国民保護計画の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進するなど、本国民保護計画のすべての事項を通して、男女ニーズの違いへの配慮に努める。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

- (1) 市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。
- (2) 要請に応じて国民保護措置の実施に協力する者に対しても、安全の確保に十分配慮する。

10 外国人への国民保護措置の適用

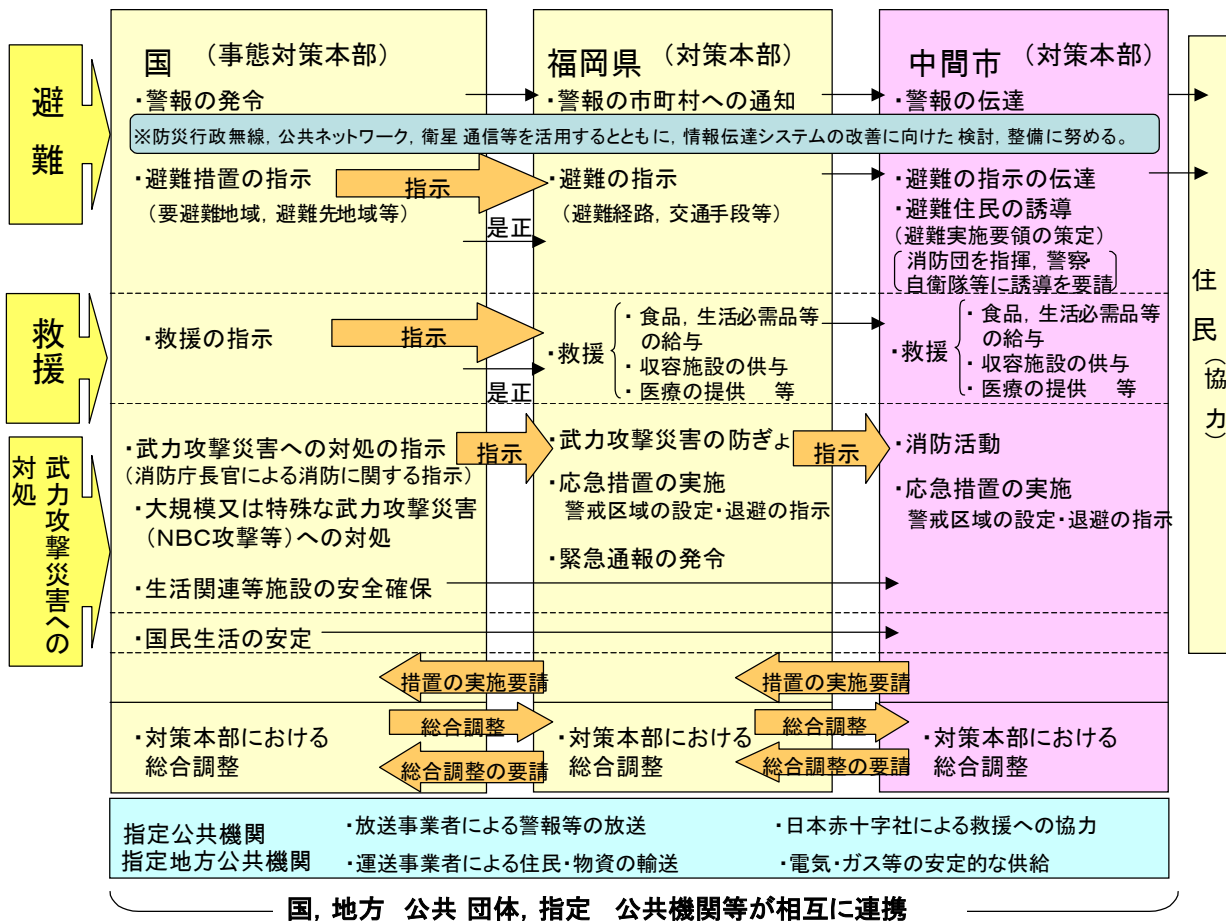
市は、国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることから、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

第 1 節 国民保護措置の全体の仕組み

◀ 国民の保護に関する措置の仕組み ▶



第 2 節 関係機関の事務又は業務の大綱

1 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	(1) 国民保護計画の作成 (2) 国民保護協議会の設置、運営 (3) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 (4) 組織の整備、訓練 (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	(1) 国民保護計画の作成 (2) 国民保護協議会の設置、運営 (3) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 (4) 組織の整備、訓練 (5) 警報の通知 (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の避難に関する措置の実施 (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 (9) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 (10) 交通規制の実施 (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 (4) 警察通信の確保及び統制
九州総合通信局	(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 (2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること (3) 非常事態における重要通信の確保 (4) 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 国有財産の無償貸付 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会等
門 司 税 関	輸入物資の通関手続
福岡労働局	被災者の雇用対策
九州農政局	(1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興
九州産業保安 監 督 部	(1) 鉱山における災害時の応急対策 (2) 危険物の保全
九州地方整備局	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 (2) 港湾施設の使用に関する連絡調整 (3) 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局福岡 空港事務所	(1) 飛行場使用に関する連絡調整 (2) 航空機の航空の安全確保
航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供

機関の名称	事務又は業務の大綱
第七管区 海上保安本部	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 (3) 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境 事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
九州防衛局	(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道(株)	(1) 避難住民の運送 (2) 旅客の運送の確保
西日本電信電話(株) (北九州支店)	(1) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
日本赤十字社 (福岡県支部)	(1) 救援への協力 (2) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
放送事業者	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
福岡県トラック協会	(1) 緊急物資の運送 (2) 貨物の運送の確保
日本通運(株) (北九州支店)	(1) 緊急物資の運送 (2) 貨物の運送の確保
九州電力(株) (八幡営業所)	電気の安定的な供給
西部ガス(株)	ガスの安定的な供給
(社)福岡県LP ガス協会 (福岡支部)	ガスの安定的な供給
西日本鉄道(株)	(1) 避難住民の運送 (2) 旅客の運送の確保
福岡県医師会	医療の確保
福岡県歯科医師会	歯科医療の確保
郵政事業を営む者	郵便の確保
日本銀行 (北九州支店)	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
筑豊電気鉄道株式会社	(1) 避難住民の運送 (2) 旅客の運送の確保

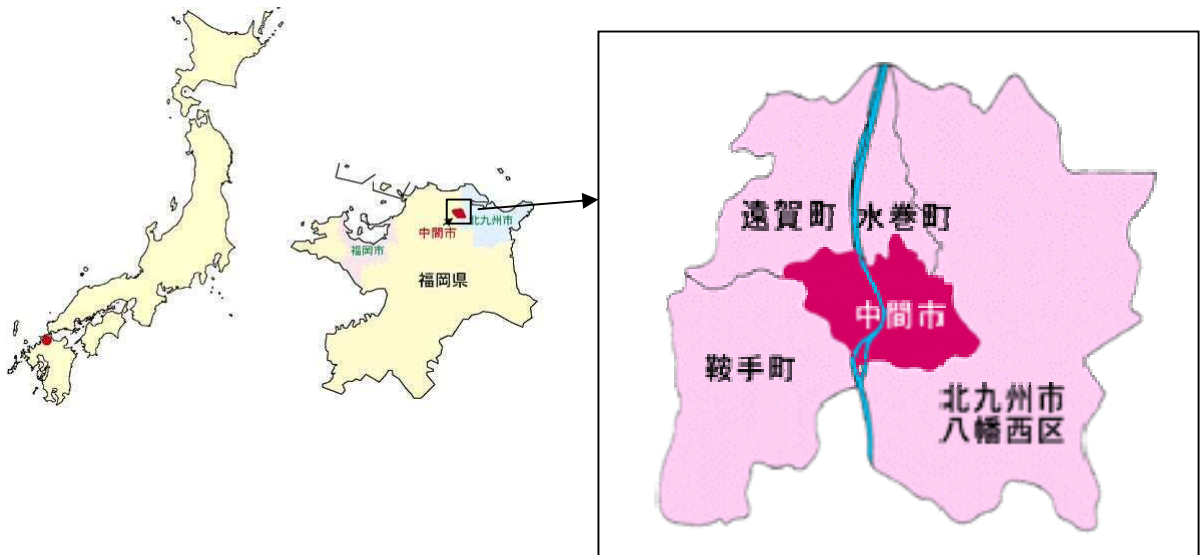
第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

第1節 市の地理的、社会的特徴

1 位置及び地勢

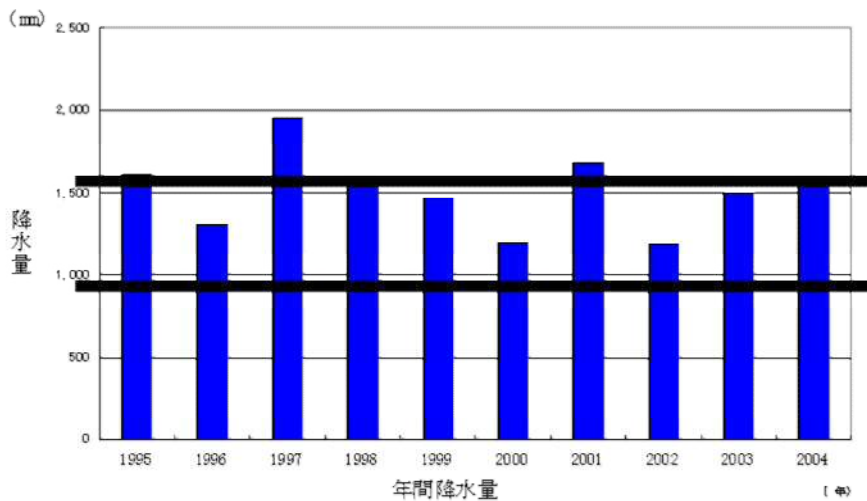
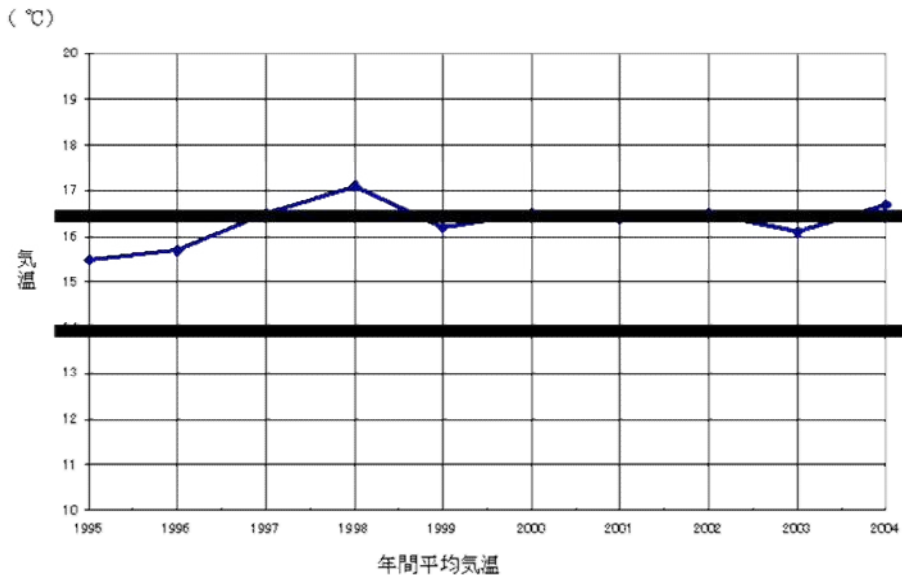
- (1) 市は、福岡県の北部に位置し、東と南は北九州市八幡西区に、西は鞍手郡鞍手町及び遠賀郡遠賀町に、北は遠賀郡水巻町にそれぞれ接している。
- (2) 市域は、ほぼ中央を南北に貫流する1級河川遠賀川によって東西に二分されている。
- (3) 東部地域は北九州市との境に沿った丘陵地帯が連なり住宅地を形成している。また、平地部分には市街地と住宅地が広がっている。
- (4) 西部地域は、そのほとんどが農耕地で占められた広い沖積平野となっており、その一部に住宅地と工業団地が立地している。



2 気候

- (1) 市は、山陰型気候と西九州内陸型気候との接点にあり、冬季は北西の季節風の影響で最低気温が0度を下回ることが多い。

(2) 平均気温はここ10年では16.4度とあまり変化はないものの、10年前に比べ平均気温は1.3度ほど上昇している。また、年降水量の平均も1,500mm前後で推移している。概して穏やかで温暖な気候である。



(資料：H17「統計なかま」)

中間市気象状況

年次	気温 (°C)			平均風速 (m/秒)	平均湿度 (%)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
平成 19 年	17.0	36.3	-1.6	2.9	60.6	994
20	16.2	37.1	-1.9	2.9	61.4	1,065
21	16.5	35.1	-2.1	3.2	68.6	1,559
22	16.7	37.3	-2.1	3.3	70.6	1,554
23	16.3	35.5	-2.9	3.3	71.7	1,764
24	16.1	36.1	-3.9	3.3	72.0	1,494
25	16.8	36.9	-2.8	3.3	72.2	1,680
26	16.3	35.3	-0.7	3.2	73.8	1,684
27	16.2	35.9	-1.0	2.9	78.7	1,646
28	16.9	36.0	-4.6	2.9	82.8	2,000

資料：H28「統計なかま」

3 人口

- (1) 市は、昭和初期から本格化した石炭産業の好況時に人口の流入が続き、昭和 34 年には 46,000 人に達し、第一次のピークを迎えたが、エネルギー革命によって市内全ての炭鉱の閉山に伴う人口流出で昭和 40 年には 34,000 人まで激減した。
- (2) その後、住宅政策や製鉄所関連企業の誘致などにより、昭和 60 年には 50,294 人に増加したが、この年以降徐々に減少を続けている。
- (3) 平成 27 年国勢調査によると、人口は 41,796 人、人口密度は 2,619 人/km²、高齢者人口（65 歳以上）割合は 35.4%（H28「統計なかま」）で、少子高齢化が進行している。また、世帯数は 17,414 世帯で年々減少している。
- (4) 住民基本台帳（28.9.30）によると、校区別人口は、東小学校区、南小学校区、中間小学校区の順に多く、遠賀川を挟んで市の東部平地に全人口の 90%が集中している。

校区	底井野小学校区	中間小学校区	北小学校区	東小学校区	南小学校区	西小学校区
人口 (人)	3,340	6,436	6,205	10,910	10,484	5,532
世帯数(世帯)	1,496	3,356	2,986	5,218	4,939	2,516

※平成 28 年 9 月 30 日住民基本台帳人口

4 工業団地及び大規模集客施設等

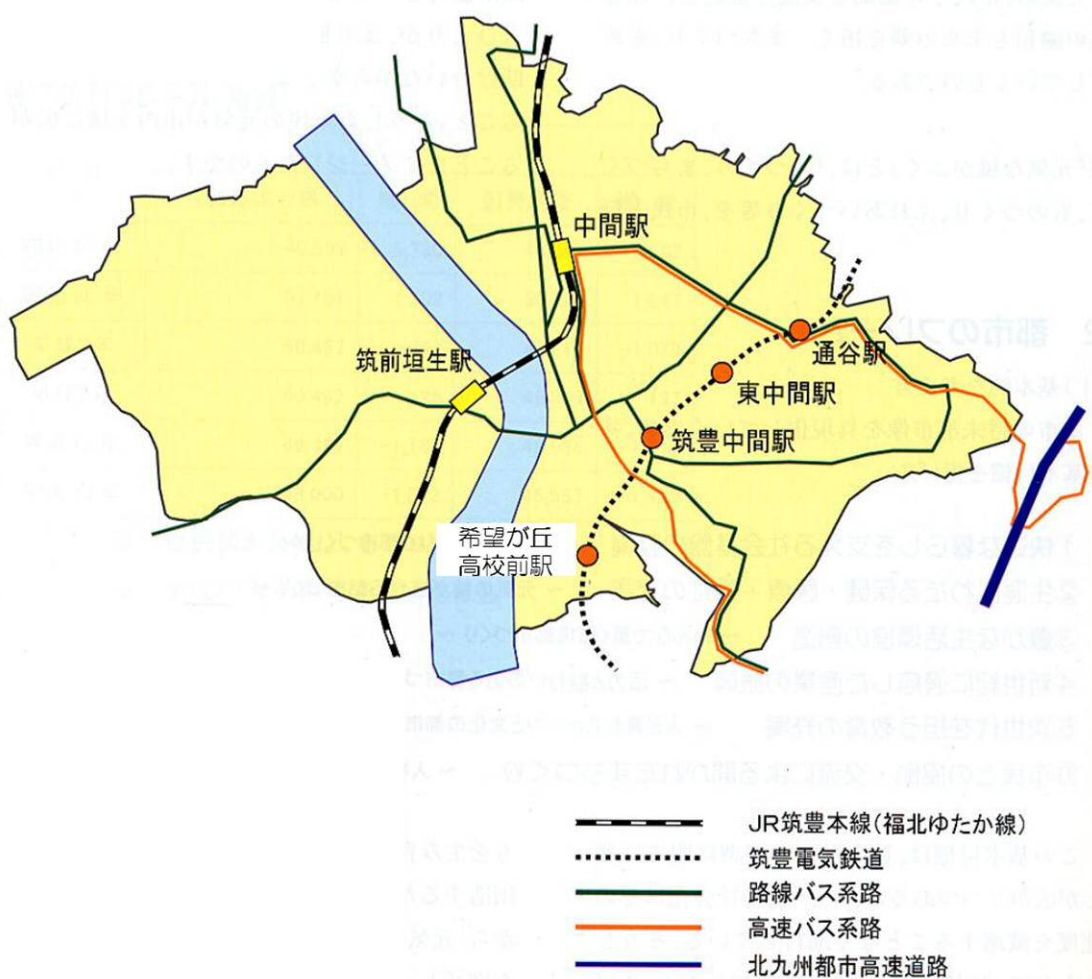
市は、北九州市に隣接し、その経済圏の住宅都市であるとともに、市の区域内の二つの工業団地に工業施設が立地している。また、大規模集客施設して大型商業施設であるイオンなかま店が立地している。

5 道路

- (1) 市の幹線道路網は、市役所及びその周辺の中心市街地から東西南北方向に主要地方道が伸び、九州自動車道や北九州都市高速道路、国道 3 号や国道 200 号などにつながっている。
- (2) 市の道路路線数は、主要地方道が 5 路線、一般県道が 3 路線、市道が 1201 路線ある。

6 鉄道

鉄道は、市の中央部を南北に走る J R 筑豊本線（福北ゆたか線）と、北九州市と直方市を結ぶ筑豊電気鉄道が運行されている。



7 自衛隊施設等

自衛隊施設は、北九州市小倉南区の陸上自衛隊小倉駐屯地に第 40 普通科連隊が、遠賀郡芦屋町に航空自衛隊芦屋基地が所在している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

市国民保護計画が対象とする事態は以下のとおりである。

事態	事態類型
1 武力攻撃事態	<p>市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着上陸侵攻 ・ ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ・ 弾道ミサイル攻撃 ・ 航空攻撃
2 緊急対処事態 (大規模テロ等)	<p>市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。</p> <p>(1) <攻撃対象施設等による分類></p> <p>ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載車両への攻撃 <p>イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設・鉄道駅等の爆破、列車等の爆破 <p>(2) <攻撃手段による分類></p> <p>ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、浄水施設に対する毒素等の混入 <p>イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

注) 武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型においてNBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。)が行われることも考慮する。

第1節 武力攻撃事態

武力攻撃事態4類型の特徴は以下のとおりである。

事態類型	特徴及び対処措置
1 着上陸侵攻	<p>(1) < 事態の特徴及び予測・察知 > 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</p> <p>(2) < 市の区域内で侵攻目標となりやすい場所 > ア 市の区域内に空港はないが、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、本市の近傍では北九州市小倉南区に大型の輸送機が離着陸可能な北九州空港があり、目標となる可能性もある。 イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機等による攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>(3) < 想定される被害 > ア 侵攻に伴い、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、五楽工業団地や虫生津工場団地等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 イ 木造建築物が密集し、消防水利が十分でなく、道路が狭い地区（火災危険区域等）で火災が発生した場合は、人的被害や延焼が特に大きくなることが予想される。</p> <p>(4) < 被害の範囲及び期間 > 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</p> <p>(5) < 対処措置 > ア 人口の密集した市の東部地域の住民の避難に当たっては、混乱の防止に留意しつつ、先行的に避難させることもありえる。 イ 避難に当たっては、沿岸部からの影響が及ばない県南部、九州南部又は本州方面への避難が必要となる。 ウ 国が敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難の指示を行うことも想定される。</p>

事態類型	特徴及び対処措置
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>(1) <事態の特徴及び予測・察知> 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p> <p>(2) <市の区域内で攻撃目標となりやすい場所> 市役所及びその周辺の行政施設、鉄道等の生活関連等施設、主要橋梁、主要道路及びトンネル等の交通関連施設等に対する注意が必要である。</p> <p>(3) <想定される被害> 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</p> <p>(4) <被害の範囲及び期間> 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、五楽工業団地や虫生津工場団地等が攻撃された場合には、爆発、流出等により被害の範囲が拡大するおそれがある。</p> <p>(5) <対処措置> ア 危害が及ぶ範囲は限定されることから、危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市と県、県警察及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、近隣の堅ろうな建築物等に退避させる等一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難場所に移動させる等適切な対応を行う。 イ 事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定等時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
3 弾道ミサイル攻撃	<p>(1) <事態の特徴及び予測・察知> 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p> <p>(2) <市の区域内で攻撃目標となりやすい場所> 国が発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p>

事態類型	特徴及び対処措置
3 弾道ミサイル攻撃	<p>(3) <想定される被害・被害の範囲及び期間等></p> <p>ア 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難である。</p> <p>イ 弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>ウ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(4) <対処措置></p> <p>ア 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。</p> <p>イ 近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物等への避難や、着弾した際は速やかな消火活動等により、損害の拡大を防止する必要がある。</p>
4 航空攻撃	<p>(1) <事態の特徴及び予測・察知></p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べ国がその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>(2) <市の区域内で攻撃目標となりやすい場所及び想定される被害></p> <p>ア 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、市の都心部が主要な目標となることも想定され、そうなれば大規模な被害が発生することとなる。</p> <p>イ 生活関連施設や近隣市町の自衛隊施設が目標となることもあり得る。</p> <p>(3) <被害の範囲及び期間></p> <p>航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>(4) <対処措置></p> <p>ア 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、努めて早い段階で屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。</p> <p>イ 生活関連等施設における武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

第 2 節 緊急対処事態

緊急対処事態 4 類型の特徴は以下のとおりである。

事態類型	特徴及び対処措置
<p>[攻撃対象施設等による分類]</p> <p>1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃</p>	<p>(1) <想定される被害の概要></p> <p>ア 五楽工業団地や虫生津工場団地、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>イ 危険物積載車両が攻撃を受けた場合 危険物の拡散による周辺住民への被害が発生するとともに、道路の閉塞、環境汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>ウ 放射性物質取扱施設等が攻撃を受けた場合 (ア) 放射性物質等が放出され、周辺住民が汚染され又は被ばくする。 (イ) 飲食物が汚染された場合、それを摂取した住民が汚染され又は被ばくする。</p> <p>(2) <対処措置></p> <p>ア 五楽工業団地や虫生津工場団地等で事態が発生した場合は、被害が広範囲に渡り拡大することも想定した退避等が必要となる。</p> <p>イ 攻撃により拡散等をした危険物の種類により、二次被害の防止を図る等多様な対応が必要となる。</p>
<p>2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>(1) <想定される被害の概要></p> <p>筑豊電鉄と J R が本市の中心市街地を挟むように並走している。鉄道駅及び列車等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、また、中心市街地の大規模集客施設や行政施設等が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p> <p>(2) <対処措置></p> <p>短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。</p>

事態類型	特徴及び対応措置
<p>[攻撃手段による分類]</p> <p>3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p>(1) <想定される被害の概要></p> <p>ア 放射性物質等</p> <p>(ア) ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛散した物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</p> <p>(イ) ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</p> <p>(ウ) 小型核爆弾の特徴については、基本指針に示されている核兵器の特徴と同様である。</p> <p>イ 生物剤（毒素を含む。）による攻撃</p> <p>(ア) 生物剤の特徴については、基本指針に示されている生物兵器の特徴と同様である。</p> <p>(イ) 毒素の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と類似している。</p> <p>ウ 化学剤による攻撃</p> <p>化学剤の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と同様である。</p> <p>(2) <対応措置></p> <p>ア 二次災害の発生を防止するため立ち入り禁止区域の設定を迅速に行う必要がある。</p> <p>イ 消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに自衛隊への協力要請の求めを検討する必要がある。</p> <p>ウ 原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。</p> <p>エ 防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。</p>
<p>4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p>	<p>(1) <想定される被害の概要></p> <p>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p> <p>ア 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>イ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</p> <p>ウ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>(2) <対応措置></p> <p>多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。</p>

注) ダーティボムとは、放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

注) 生物兵器とは、細菌・ウイルス・菌、またはそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性或いは悪影響を与える事を目的とした兵器の総称であり、化学兵器とは、人工的に生成された化学物質により人間を致死、致傷させる兵器の総称で毒ガス兵器と同じである。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

《 市の各部局における平素の業務 》

部名	平素の業務
各部局共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び関係する近隣市町村並びに指定公共機関等からの情報収集、連絡調整に関すること ・ 所管する市有施設の管理に関すること
総務部 総合政策部 市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関すること ・ 国民保護協議会の運営に関すること ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 住民の避難誘導に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること ・ 自衛隊及び関係機関との連絡調整体制に関すること ・ 自主防災組織との連絡調整体制に関すること ・ 国民保護に係る啓発及び訓練に関すること ・ ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること ・ 特殊標章等の交付、許可に関すること ・ 労働関係団体等との連絡調整に関すること ・ 市対策本部要員の動員・配備体制に関すること ・ 在住外国人の支援体制に関すること ・ 国等との連絡調整に関すること ・ 財政措置に関すること ・ 市庁舎管理に関すること ・ 車両の運行体制に関すること ・ 避難住民及び救援物資の運送に関すること ・ 日用品その他の物資調達体制に関すること
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラックその他の物資運送手段に対する支援要請体制の確立に関すること ・ トラックその他物資運送手段運送能力の把握に関すること ・ 食品・日用品等小売店舗の情報収集に関すること ・ 食料の供給に関すること ・ 人権に係る市民啓発に関すること ・ 家屋被害調査体制に関すること

部名	平素の業務
保健福祉部 市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・救助物資の確保・配分体制に関する事 ・義援金品の配分体制に関する事 ・保育所への警報等の伝達体制の整備に関する事 ・避難施設運営の統括に関する事 ・要配慮者の状況把握及び安全確保、支援策の統括に関する事 ・医療、医薬品等に関する事 ・救急医療体制、感染症予防、食中毒予防、患者発生対策等の健康危機管理に関する事 ・食品の衛生保持に関する事 ・食品衛生確保のための指導・検査体制に関する事 ・遺体の埋火葬に関する事
建設産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市防災体制に関する事 ・交通対策に関する事 ・公園緑地施設の把握、対策に関する事 ・土木関係団体との連絡調整に関する事 ・被害情報の総合的収集体制に関する事 ・道路状況の把握、救急輸送道路の確保対策等に関する事 ・河川、治水池の状況等の把握、対策に関する事 ・砂防施設に係る県との連絡調整に関する事 ・建設業協会等との連絡調整に関する事 ・住宅供給公社との連絡調整に関する事 ・市営住宅入居者の安全確保体制に関する事 ・建築物の危険度調査体制等に関する事 ・応急仮設住宅設置計画策定体制に関する事 ・商工団体、機関との連絡調整に関する事 ・雇用創出に関する関係団体等との連絡調整に関する事 ・観光施設の防災対策に関する事 ・農業団体との連絡調整に関する事 ・農地及び農業施設の把握、対策に関する事 ・林道状況の把握、対策に関する事 ・治山施設の状況把握、対策に関する事
環境上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の把握、対策に関する事 ・水道関係機関との連絡調整 ・水運用計画に関する事 ・水道施設の把握、対策に関する事 ・ダムの状況の把握、対策に関する事 ・廃棄物等の処理体制に関する事 ・し尿の処理体制に関する事 ・環境保全体制に関する事

部名	平素の業務
	・環境の衛生保持に関すること
教育委員会 (教育部)	・公立学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること ・私立学校への警報等の伝達体制の整備に関すること ・教育関係施設の把握、対策に関すること ・児童、生徒の避難誘導體制に関すること ・教育関係施設利用者の避難誘導體制に関すること ・学校施設の衛生の確保体制に関すること ・応急教育体制に関すること ・給食体制に関すること ・文化財の保護に関すること
消防本部	・消防及び救急の運用体制に関すること ・住民の避難誘導に関すること ・各消防団との連絡調整に関すること ・消防長が行う特殊標章の交付・許可に関すること ・応援航空機の受入に関すること ・臨時ヘリポートの把握に関すること
議会事務局	武力攻撃等に対する議会活動に関すること
監査事務局	対策本部の支援に関すること
選挙管理委員会 事務局	対策本部の支援に関すること
農業委員会	対策本部の支援に関すること
公平委員会	対策本部の支援に関すること

※ 国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、国民保護担当部長である総務部長が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立（「第3編第1章第1節」を参照）

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

《 事態の状況に応じた初動体制の確立 》

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	・ 情報収集等、市としての対応が必要な場合		①担当課体制
	・ 市の各部局での対応が必要な場合		②市国民保護対策準備室体制
事態認定後	・ 市国民保護対策本部設置の通知がない場合	・ 市の各部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課体制
		・ 市の各部局での対応が必要な場合	②市国民保護対策準備室体制
	・ 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③市国民保護対策本部体制

注) 体制は、「第3編第1章第1節 国民保護対策準備室等の設置及び初動措置」を参照。

《 職員参集基準 》

体制	参集職員
①担当課体制	・ 安全安心まちづくり課職員が参集
②市国民保護対策準備室体制	・ 市国民保護対策準備室を構成する課の職員が勤務場所に参集 ・ 事態の状況に応じ、職員の増員等を行う
③市国民保護対策本部体制	・ 全ての市職員が本庁又は出先機関等の勤務場所に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

ア 市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておく等、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

イ 市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

市長等が連絡不能等により指揮をとれない場合の代理

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本 部 長	副市長（職務代理順序による。）		
副 本 部 長	安全安心まちづくり課長	総務課長	企画政策課長
各部長等	総務課長等 （各部課においてあらかじめ定める。）	（各部課においてあらかじめ定める。）	

(6) 職員の配備体制等

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を第3編第2章第1節3の市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の組織構成及び機能により定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について対策を行う。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関（「消防本部及び消防署並びに消防団」をいう。）の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

- ア 消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。
- イ 市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

- ア 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことになるため、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。
- イ 市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。
- ウ 消防長は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

ア 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

イ 市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ること等により、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

補償対象	
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
	車両等の破損措置に関する事 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、 123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

注) 担当課については、安全安心まちづくり課と関係課で対応する。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

ア 市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等。）を、市文書規程等の定めるところにより、適切に保存する。

イ 市は、国民の権利利益の救済を確実にし、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

ウ 市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力するため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

ア 市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握する。

イ 市は、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

ア 市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

イ 市は、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署名、所在地、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等を把握するとともに、定期的な更新を行う。

また、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

ア 市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握する。

イ 市は、近隣市町村と国民保護計画の内容について協議する機会を設ける。

ウ 市は、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行い、武力攻撃災害の防ぎよ、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等について近隣市町村との連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

ア 市は、消防活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図る。

イ 市は、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

ウ 市は、近隣市町村の消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市の区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

ア 市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認する。

イ 市は、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

ウ 市は、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行う等、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

イ 市は、市の区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

〈防災に関する協定一覧〉

協定名称	応援の内容
福岡県消防相互応援協定	消防相互応援（平成11年7月1日締結）
北九州市、中間市消防相互応援協定	消防相互応援（昭和40年12月1日締結）
中間市、鞍手町消防相互応援協定	消防相互応援（昭和40年12月1日締結）
中間市、水巻町消防相互応援協定	消防相互応援（昭和40年12月1日締結）
中間市、遠賀町消防相互応援協定	消防相互応援（昭和42年7月12日締結）
災害時における県内市町村応援協定	災害時相互応援（平成17年4月26日）
災害時における応急対策業務に関する協定	災害時発生時の応急対策業務（平成20年6月19日締結）
災害対応型自動販売機協定	水道施設寸断時の飲料水提供業務（平成18年11月30日締結）
福岡県中間市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省所管施設における大規模な災害時の応援（平成23年10月3日）

協定名称	応援の内容
北九州市、中間市消防相互応援協定	消防相互応援（1965年04月01日締結）
中間市、鞍手町消防相互応援協定	消防相互応援（1965年12月01日締結）
中間市、水巻町消防相互応援協定	消防相互応援（1965年12月01日締結）
中間市、直方鞍手広域市町村圏事務組合応援協定	消防相互応援（1980年12月26日締結）
中間市、遠賀中間地域広域行政事務組合応援協定	消防相互応援（1994年05月01日締結）
「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」	県内市町村の相互応援（2005年04月26日締結）
中間市メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置に関する協定（コココーラウエスト）	通常時及び災害時における災害対応型自販機の設置運用（2006年11月30日締結）
中間市、遠賀町消防相互協定	水災害その他災害に関し、相互に消防力を活用して被害を最小限度に防止（1967年07月12日締結）
災害時における応急対策業務に関する協定（中間市災害対策協議会）	認定災害が発生した場合の応急対策に係る業務の実施（2008年06月19日締結）
災害時における電気設備等機能復旧に関する協定（福岡電業協会）	災害対策本部設置庁舎等の電気設備等の機能確保及び回復のための対応（2009年03月27日締結）
福岡県中間市における大規模な災害時の応援に関する協定（国土交通省九州地方整備局）	大規模災害の発生、または発生のおそれがある場合の応援等（2011年10月03日締結）

災害時におけるボランティア活動に関する協定 (中間市社会福祉協議会)	災害時の応急活動及び復旧活動として行うボランティア活動 (2012年08月01日締結)
災害時における物資の供給に関する協定 (マックスバリュ九州株式会社)	災害の発生、またはそのおそれがある場合の生活必需品の供給 (2013年02月01日締結)
災害時における物資の供給に関する協定 (株式会社ハローディ)	大規模災害の発生時等における被災者の応急救助物資等の提供 (2013年02月01日締結)
災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)	災害に備え、または災害発生時の市民への必要な情報の提供及び行政機能の低下軽減取組 (2013年02月15日締結)
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定 (株式会社優希苑)	大規模災害の発生、またはそのおそれがある場合の要援護者の緊急受入れ (2013年03月08日締結)
災害時における物資の供給に関する協定 (嘉穂無線株式会社)	大規模災害の発生、またはそのおそれがある場合の応急処置等に関わる物資の供給 (2013年03月11日締結)
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定 (社会福祉法人東筑紫会)	大規模災害の発生、またはそのおそれがある場合の要援護者の緊急受入れ (2013年03月12日締結)
福岡県消防相互応援協定 (福岡県内消防本部・組合)	大規模災害が発生した消防機関の任務代行等について (2013年03月28日締結)
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定 (西日本医療福祉総合センター)	災害時における要援護者の緊急受け入れについて (2013年04月02日締結)
災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定 (福岡県北九州地区LPガス協会遠賀・中間部会)	大規模な災害が発生した場合の、被災した市民に対して行う液化石油ガスの供給等 (2013年10月01日締結)
災害時における物資(福祉用具)の調達及び供給に関する協定 (日本福祉用具供給協会)	県内の大規模災害が発生した場合における物資(福祉用具)の調達及び供給 (2013年10月09日締結)
災害時における飲料水等の提供に関する協定 (アクアクララ株式会社)	災害の発生、またはおそれがある場合における飲料水等の供給 (2013年12月10日締結)
中間市地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定 (般社団法人 遠賀中間医師会)	医療救護チームの要請及び派遣等について (2013年12月16日締結)
遠賀川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する協定 (国土交通省九州地方整備局遠賀河川事務所)	災害防止のための河川監視カメラ等による河川情報の相互提供 (2014年03月19日締結)
避難所施設利用に関する協定 (福岡県建築都市部下水道課)	災害時における中間市中底井野地区住民の一時避難所及び集合場所としての遠賀川下流浄化センター利用 (2014年08月04日締結)

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定 (株式会社ケアクリエイト)	大規模災害の発生、またはおそれがある場合の被災者の要援護者の緊急受入れて (2014年08月11日締結)
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定 (福岡県行政書士会)	災害時における被災者支援のための行政書士業務 (2014年12月19日締結)
災害時における放送等に関する協定 (株式会社ジェイコム九州)	災害の発生、またはそのおそれがある場合に、市民への災害情報の放送等 (2015年03月02日締結)
災害時における物資の供給に関する協定 (イオンストア九州株式会社)	大規模災害の発生、またはそのおそれのある場合の被災者の応急救助等に関わる物資の提供 (2015年09月01日締結)
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (福岡県石油商業・協同組合 北九州支部遠賀中間石油部会 中間ブロック)	緊急車両等及び災害対策上重要な施設への石油燃料の優先供給等 (2016年02月15日締結)
浸水時における応急対策業務に関する協定 (有限会社美浄社)	風水害等により水没した汲み取り便所周辺の掃除、消毒、し尿の回収 (2016年04月01日締結)
浸水時における応急対策業務に関する協定 (株式会社砂山営農組合)	風水害等により水没した汲み取り便所周辺の掃除、消毒、し尿の回収 (2016年04月01日締結)
浸水時における応急対策業務に関する協定 (有限会社清光社)	風水害等により水没した汲み取り便所周辺の掃除、消毒、し尿の回収 (2016年04月01日締結)
特設公衆電話の設置・利用に関する協定 (西日本電通電話株式会社)	災害発生時の際の被災者等の通信の確保 (2017年05月09日締結)
大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書 (九州地方知事会、九州市長会)	相互連携の広域応援活動を受援体制の整備 (2017年05月19日締結)
災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (株式会社ゼンリン)	災害発生時、またはそのおそれがある場合において、地図製品等の供給及び利用 (2017年08月17日締結)
中間地区災害復旧に関する覚書 (九州電力株式会社 八幡配電事業所)	災害発生時の際のライフラインの早期復旧のための倒木除去等の道路啓開作業等 (2019年5月8日)

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

ア 市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図る。

イ 市は、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

ウ 市は、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う避難誘導、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外の関係団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等による通信の確保等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会及び福岡地区非常通信連絡会（福岡県消防防災企画課内）との連携に十分配慮する。

注）非常通信協議会は、電波法第74条に基づき、自然災害その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立された。

2 非常通信体制の確保

- (1) 市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図る等、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の強化に努める。
- (2) 市は、非常通信体制の確保に当たって、その機能を十分に発揮できるように運営・管理、整備等に努める。
- (3) 市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる防災行政無線（同報系）又はMCAシステムを活用した「なかまコミュニティ無線」等の整備に努め、県に準じた通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

※ MCAシステムとは、

一定の周波数を多数の利用者で共同で利用するMCA方式（Multi-Channel Access System）を採用した業務用無線システムであり、陸上移動通信分野（運送業、タクシー等）において広く利用されている。

※なかまコミュニティ無線とは、

複数の相手方に一斉に通報できるMCAシステムの特徴を活かした、同報系通信システムである。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、「国民保護措置に関する情報提供」、「警報の内容の通知、伝達」、「被災情報の収集・報告」、「安否情報の収集・整理」等を円滑に行うために必要な事項を定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 住民を交えた情報収集・伝達の強化

水防計画で定める「被害情報調査区域」により、61自治会内から報告される被害情報（被災者や建物等への被害）を活用し、収集する。

(3) 体制の整備に当たっての留意事項

ア 体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

イ 非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・携帯電話に対する電子メール等、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況を、県対策本部等の画像により伝送するシステムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、広報車両等の活用はもとより、携帯電話に対する電子メール等、迅速な伝達体制の構築を図る。
	・高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(4) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

ア 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び自治会等関係団体

への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。

イ 市は、住民及び関係団体に警報の伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

ウ 市は、防災における体制を踏まえ、自治会・自主防災組織、民生委員児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築する等、高齢者、障がい者、外国人等に対する警報の伝達に配慮する。（その際、自治会・自主防災組織、民生委員児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知」による。）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ、確実に伝達するため全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域に所在する大規模集客施設等について、県との役割分担も考慮して定めておく。

《大規模集客施設等》

市の区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設

(7) 民間事業者からの協力の確保

ア 市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

イ 市は、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は、負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

《収集・報告すべき情報》

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 避難住民・負傷住民</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所(郵便番号を含む。)⑥ 国籍⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷(疾病)の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者への回答の希望⑬ 知人への回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 <p>2 死亡住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑧ 死亡の日時、場所及び状況⑨ 遺体が安置されている場所⑩ 連絡先その他必要情報⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供のため、必要な研修・訓練を行う。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて、その所在及び連絡先等をあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当部署を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、福岡県市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

ア 市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

イ 市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護

措置に関する研修等を行う。

ウ 市は、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用する等多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

※【福岡県の国民保護】

<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

ア 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同する等して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

イ 市は、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対処訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

ア 訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

イ 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

(ア) 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

(イ) 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

(ウ) 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取する等、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する

平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制等既に記載しているものを除く。）。

第1節 避難に関する基本的事項

1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

《市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料》

資 料	内 容
(1) 住宅地図	・人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
(2) 市の区域内の道路網リスト	・避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト
(3) 輸送力のリスト	・鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ
(4) 避難施設のリスト	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト ・避難施設データベース（データベース策定後）
(5) 備蓄物資、調達可能物資のリスト	・備蓄物資の所在地、数量、市の区域内の主要な民間事業者のリスト
(6) 生活関連等施設等のリスト	・避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
(7) 関係機関の連絡先一覧、協定	・国、県、民間事業者等のデータ
(8) 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	・代表者及びその代理の者の連絡先等
(9) 消防機関のリスト	・消防本部及び消防団の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 ・消防本部の装備資機材のリスト
(10) 避難行動要支援者名簿	・避難行動要支援者のデータ

2 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

〈避難行動要支援者名簿〉

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害発生における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報等について、地域防災計画に定めるところにより、あらかじめ避難支援等に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

4 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2節 避難に関する備え

1 避難実施要領のパターンの作成

- (1) 市は、関係機関（教育委員会等市の各執行機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成の手引き（平成23年10月）」等を参考に、下記の項目等について配慮して、複数の避難実施要領のパターンを整備する。

◀ 配慮する内容 ▶

- ・ 季節の別
特に冬期は屋外の気温が低く、徒歩の避難や避難先での生活などによって厳しい状況となることに留意する必要がある。
- ・ 避難行動要支援者の避難方法
高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の避難行動要支援者は、徒歩での避難などが難しい場合が多く、避難の際に人の手を借りることが必要となることに留意する必要がある。
- ・ 観光客や昼間人口の存在
市外から訪れた観光客や通勤者、自宅から出て昼間に中心市街地部や工場等で働いている人などに対しての情報伝達や避難方法について留意する必要がある。
- ・ 混雑や交通渋滞
特に避難する人が集中する鉄道駅などの混雑や、交通が集中する中心市街地及びその周辺地区の交通渋滞などをできるだけ緩和するように配慮する必要がある。

- (2) 市は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

2 避難誘導への備え

市は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の所在把握等に努めるとともに、その滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

第3節 救援に関する基本的事項

1 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

2 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 輸送力に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none">① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 等 <p>(2) 輸送施設に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none">① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等)② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

第5節 避難施設の指定への協力

- 1 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。
- 2 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第6節 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握等

- (1) 市は、市の区域内に所在する生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等）について、以下に掲げる項目について県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

- | |
|-------------|
| ① 施設の種類 |
| ② 名称 |
| ③ 所在地 |
| ④ 管理者名 |
| ⑤ 連絡先 |
| ⑥ 危険物質等の内容物 |
| ⑦ 施設の規模 等 |

- (2) 市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

〈生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局〉

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省 (資源エネルギー庁)	—
	2号	ガス工作物	経済産業省 (資源エネルギー庁)	商工部工業保安課

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係部局
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県土整備部水資源対策課水道整備室
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画・地域振興部交通政策課
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画・地域振興部空港対策局空港整備課
	9号	ダム	国土交通省 経済産業省	県土整備部河川管理課 農林水産部農村森林整備課 企業局管理課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防防災指導課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健医療介護部薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	商工部工業保安課
	4号	高压ガス	経済産業省	商工部工業保安課
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災危機管理局 防災企画課
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災危機管理局 防災企画課
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	保健医療介護部薬務課 農林水産部畜産課
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	商工部工業保安課
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	保健医療介護部 保健医療介護総務課
	11号	毒性物質	経済産業省	保健医療介護部 保健医療介護総務課

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

第1節 市における備蓄

1 防災のための備蓄との関係

(中間市地域防災計画(風水害等対策編)第2章 第5節参照)

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

《住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例》
食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 等

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

- (1) 国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国が整備の促進に努めることとされている。
- (2) 安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

3 県との連携

- (1) 市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。
- (2) 武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な

物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結する等の必要な体制を整備する。

第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

2 ライフライン施設の代替性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、固定資産現況調査等の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するように努める。

第4章 国民保護に関する啓発

- 1 武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において避難や救援等に際し、適切に行動する必要がある。
- 2 国民は、避難住民の誘導、救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等に必要の援助についての国民保護措置の実施に関する協力を要請されたときは、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。
- 3 国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

第1節 国民保護措置に関する啓発

1 啓発の方法

- (1) 市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。
- (2) 市は、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行い、国民保護に関する住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、小中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

- 1 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- 2 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等において、住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。
- 3 市は、日本赤十字社、県等とともに、傷病者の応急手当（「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載）について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

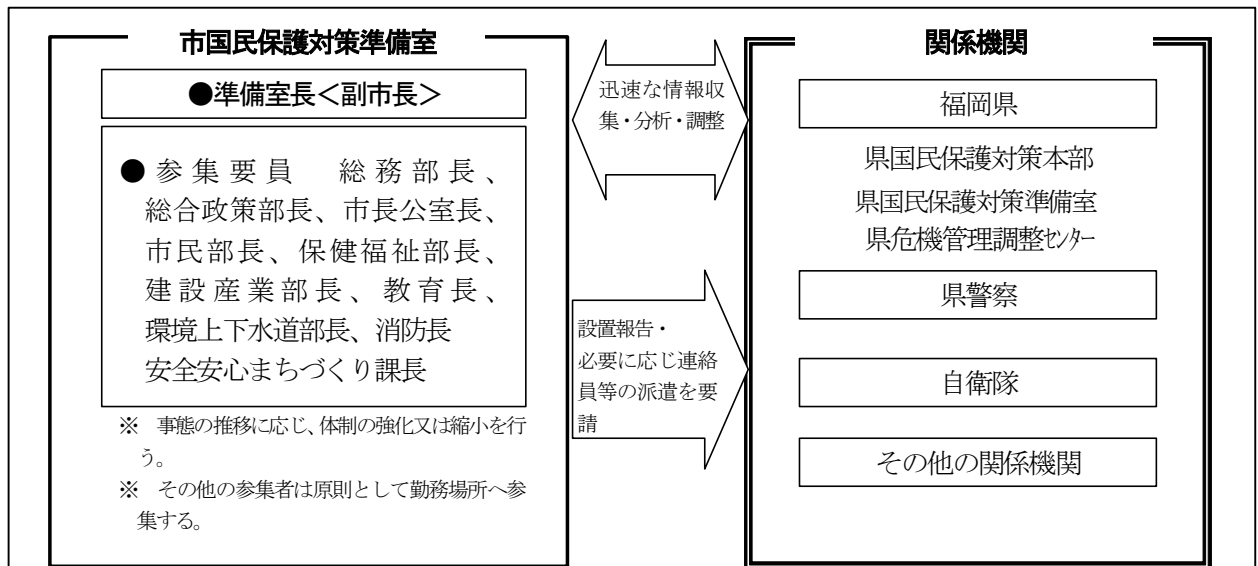
- 1 市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定（以下「事態認定」という。）が、行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。
- 2 多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合において、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられる。
- 3 他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。
- 4 係る事態において、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくための市の初動体制について定める。

第1節 国民保護対策準備室の設置及び初動措置

1 国民保護対策準備室の設置

- (1) 市職員は、住民からの通報や県からの連絡その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案（以下「緊急事案」という。）の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。
- (2) 市長は、国における武力攻撃の認定が行われていない場合において、現場からの情報により緊急事案の発生を把握した場合には、あるいは近隣の市町村において緊急事案が発生したことを把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として、関係機関からの情報収集を図り、的確かつ迅速に対処するため、「国民保護対策準備室」を本庁舎に設置する。
- (3) 「国民保護対策準備室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長等、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

《市国民保護対策準備室の構成等》



- (4) 「国民保護対策準備室」は、関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- (5) 市は、国民保護対策準備室を設置した旨について、県に連絡を行う。
- (6) 「国民保護対策準備室」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場との通信を確保する。

2 初動措置の確保

- (1) 市は、「国民保護対策準備室」において、各種の連絡調整に当たる。
- (2) 市は、「国民保護対策準備室」において、現場での消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
- (3) 市は、国、県等から入手した情報を関係局等に提供するとともに、必要な指示を行う。
- (4) 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- (5) 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合には、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請等の措置を行う。

3 関係機関への支援の要請

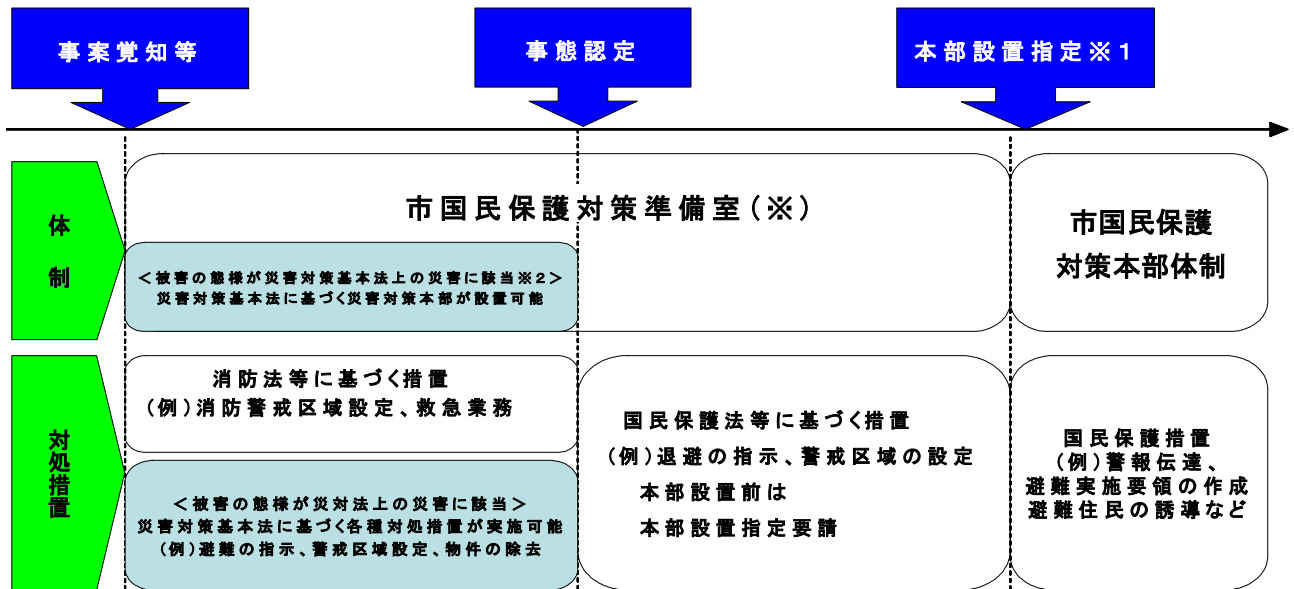
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 市対策本部への移行に要する調整

「国民保護対策準備室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行する。その際、「国民保護対策準備室」は廃止する。

《災害対策基本法との関係について》

- (1) 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではない。
- (2) 多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。
- (3) 市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係局・室に対し周知徹底する。
- (4) 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずる等必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
 ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

※：状況により、担当課体制をとる場合がある。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合等において、以下のような即応体制の強化を図る。

- 1 国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、又は、武力攻撃事態等の認定が行われたが市対策本部を設置すべき指定がなかった場合で、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきであると判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、国民保護対策準備室を設置する。
- 2 市は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

第1節 市対策本部の設置

1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 事態認定

武力攻撃事態等が発生すれば、まず国が、事態認定や武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」を閣議決定し、「国対策本部」を設置するとともに、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体を指定する。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(3) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置（事前に国民保護対策準備室若しくは災害対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。）する。

(4) 本部の代替機能の確保

ア 市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位：別館、第2順位：消防本部）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

イ 市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(5) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、携帯電話等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

(6) 職員の動員（中間市地域防災計画（一般災害対策編）第3章 第2節参照）

職員の配備、休日又は退庁後の職員への伝達、非常参集等は市地域防災計画の要領に基づき実施する。

(7) 市対策本部の開設

ア 市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設する。

イ 市対策本部担当者は、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

ウ 市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

(8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部が24時間活動できるように、交代要員を含めた職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

2 市対策本部を設置すべき指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「中間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」（平成18年中間市条例第13号）に基づき行う。

(1) 組織

市対策本部には、次の役職を置く

- | | |
|---|-----------|
| ア | 本部長 |
| イ | 副本部長 |
| ウ | 本部員 |
| エ | 本部連絡員 |
| オ | その他の市本部職員 |
| カ | 現地対策本部長 |

(2) 会議

本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、市対策本部の会議を招集する。

(3) 部

- ア 本部長は、必要と認めるときは、市対策本部に部を置く。
- イ 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

(4) 現地対策本部

- ア 市現地対策本部に市現地対策本部長、市現地対策本部員その他の職員を置く。
- イ 市現地対策本部長は、市現地対策本部の事務を掌理する。

役 職	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、総務部長、消防長、消防団長
本部員	本部を構成する事業管理者、部課長等及び市長が任命する職員
本部連絡員	部長が部に所属する職員のうちから指名
その他の市本部の職員	部長が指名する職員
現地対策本部長	副本部長（必要に応じて本部長が指揮する。）

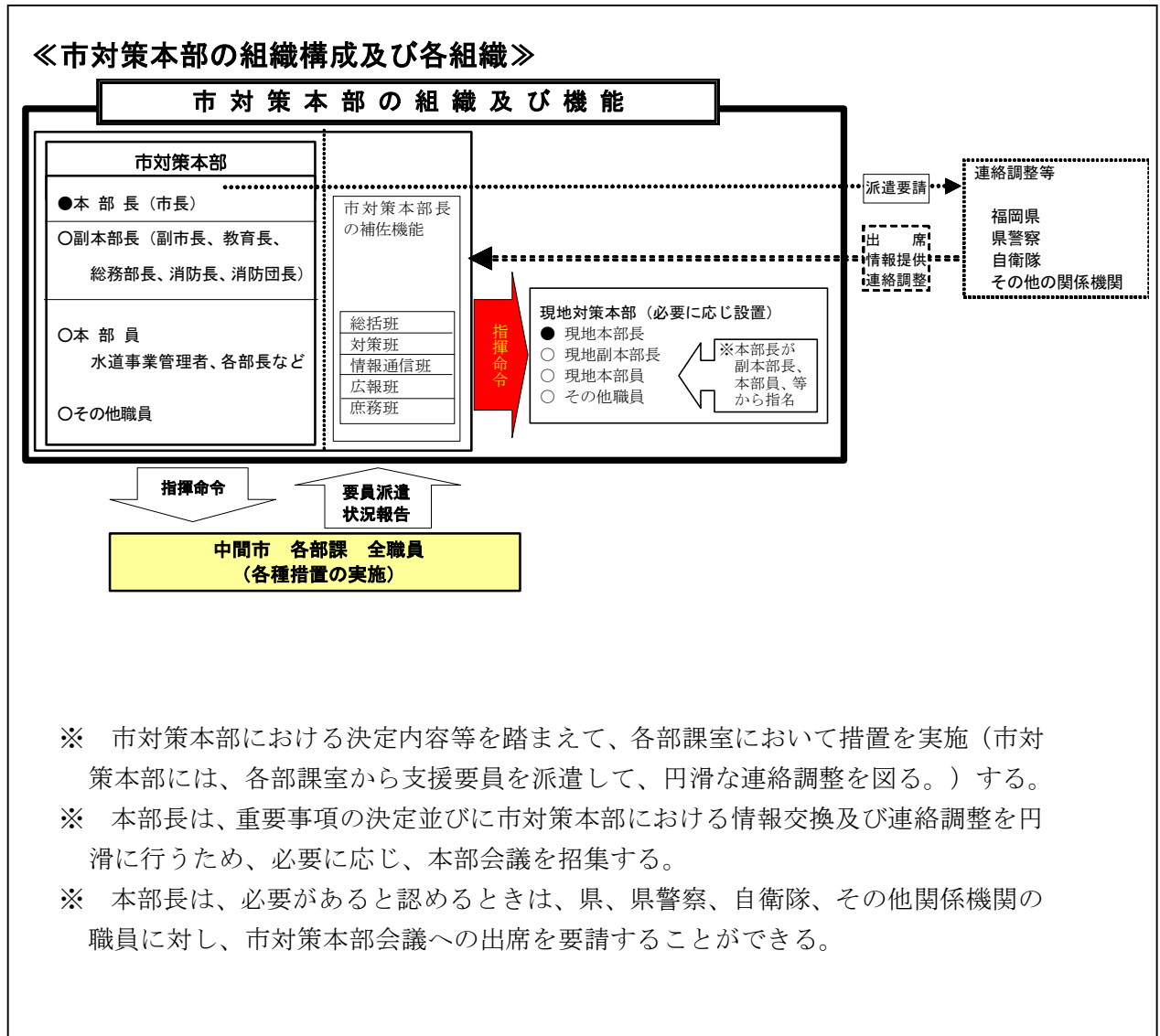
(5) 本部長等の職務

役 職	職 務
本部長	本部の事務を総括する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
本部連絡員	本部室及び部並びに部相互間の連絡調整にあたる。
その他の市本部の職員	部長の命を受け、部の事務に従事する。
現地対策本部長	現地において本部長を補佐し、現地の総括・連絡調整にあたる。

4 市対策本部の組織配備体制

(1) 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成は以下のとおりとする。



(2) 市対策本部長の補佐機能の編成

	機 能
統括班 (安全安心 まちづくり課)	ア 市対策本部会議の運営に関すること イ 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること ウ 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示に関すること
対策班 (総務課)	ア 市が行う国民保護措置に関する調整に関すること イ 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること
情報通信班 (企画政策課)	ア 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関すること ○ 被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○ 安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 イ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ウ 通信回線や通信機器の確保に関すること
広報班 (秘書広報課)	ア 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること
庶務班 (健康増進課)	ア 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理に関すること イ 市対策本部員の食料の調達等庶務に関すること

(3) 市の各課での武力攻撃事態における業務

課名	武力攻撃事態における業務
安全安心まちづくり課 総務課 契約課 企画政策課 秘書広報課	ア 市対策本部の設置及び廃止に関すること イ 市対策本部に関すること ウ 気象及び災害状況の迅速な把握に関すること エ 災害の予防及び災害応急の総合調整、各班との連絡調整に関すること オ 配備体制に関すること カ 自衛隊の派遣要請の要求に関すること キ 自主防災組織との連絡、防災体制及び活動の調整に関すること ク 必要車両等の確保及び調整に関すること ケ 渉外事務の処理に関すること コ 広報に関すること サ 被害状況の把握・広報に関すること シ 他市町村及び関係機関との情報連絡調整に関すること ス 警報・緊急通報・避難の指示の内容の通知・伝達に関すること セ 避難実施要領の策定に関すること ソ 安否情報の収集・提供に関すること タ 特殊標章の交付に関すること チ その他、他課の所管に属さない事項に関すること
財政課 課税課 収納課	ア 情報の収集及び連絡に関すること イ 現地での被害情報の収集、連絡及びに関すること ウ 被害状況の記録、集計及び災害写真撮影に関すること
会計課 監査事務局	ア 災害応急対策物資の購入支払 イ 災害救助費の出納に関すること ウ 義えん金（見舞金）の受付、配分に関すること エ その他、応急対策に関する諸経費の出納・管理に関すること
建設課 都市整備課	ア 河川・公共土木施設・道路・橋梁の被害状況調査及び応急処置に関すること イ 公営住宅の被害状況調査及び応急処置に関すること ウ 応急仮設住宅の建設に関すること エ 水門・閘門・えん堤等の操作に関すること オ 交通対策に関すること
上水道課 下水道課	ア 取水施設、浄水場、配水池及び送水施設に関すること イ 水質の管理に関すること ウ 給配水管の維持管理に関すること エ 災害時の給水計画及び応急給水に関すること オ 下水道施設の被害状況調査及び応急措置に関すること

課名	武力攻撃事態における業務
健康増進課 介護保険課 こども未来課 福祉支援課	ア 救助物資の確保、輸送、配分に関すること イ 福祉施設の被害状況調査及び応急処置に関すること ウ 避難所の開設、連絡及び運営（炊き出し等）に関すること エ 避難誘導及び連絡に関すること オ 独居老人等高齢者の避難誘導に関すること カ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること
環境保全課 生活支援課 人権男女共同参画課	ア 清掃作業に関すること イ 被災地の防災に関すること ウ 死亡者の処理及び埋葬に関すること エ 廃棄物処理に関すること オ その他、衛生に関すること
産業振興課	ア 農林商工関係の被害状況調査及び応急処置に関すること イ 農産物の災害予防に関すること ウ 災害農作物の病害予防に関すること エ 種苗流出の場合の苗種の斡旋 オ 食料品その他生活必需品の確保に関すること
生涯学習課 教育施設課 学校教育課 学校指導課	ア 公共施設の被害状況調査及び応急処置に関すること イ 史跡・文化財の被害状況調査及び応急処置に関すること ウ 史跡・文化財の保護に関すること エ 児童・生徒等の避難に関すること オ 応急教育に関すること カ 教科書その他学用品の調達及び配給に関すること キ 学校給食に関すること ク その他、学校災害、史跡文化財災害に係る他機関との連絡に関すること ケ 避難所の開設、連絡及び運営（炊き出し等）に関すること
市民課	ア 警戒区域、危険箇所の警戒に関すること イ 被災後の情報収集に関すること ウ 被害現場における応急対策活動に関すること エ 被害の拡大防止に関すること
市立病院	ア 医療救護、助産に関すること イ 医療機関の被害状況調査及び応急処置に関すること ウ 伝染病の予防に関すること エ その他、医療に関すること

課名	武力攻撃事態における業務
議会事務局	ア 各班要員の不足補充に関すること イ 緊急事態発生時の出勤に関すること ウ 避難時の誘導補助に関すること
消防本部	ア 武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む。) イ 住民の避難誘導に関すること ウ 消防活動に関すること エ り災者の救助及び救急活動に関すること オ 消防用資機材の点検・整備・確保・輸送に関すること カ 危険物の防災対策に関すること

5 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) ≪市対策本部における広報体制≫

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行い、また、広報を一元的に行うため、広報責任者を設置する。

イ 広報活動

住民等に迅速に提供できる体制を確保するため、広報紙、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等の他の様々な広報手段を活用するとともに、放送事業者（テレビ・ラジオ）に広報の要請を行う。

(2) ≪広報における留意事項≫

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合等広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- ウ 県と連携した広報体制を構築する。

6 市現地対策本部の設置

- (1) 市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。
- (2) 市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる（原則として、市対策本部副本部長が現地対策本部長となる。）。

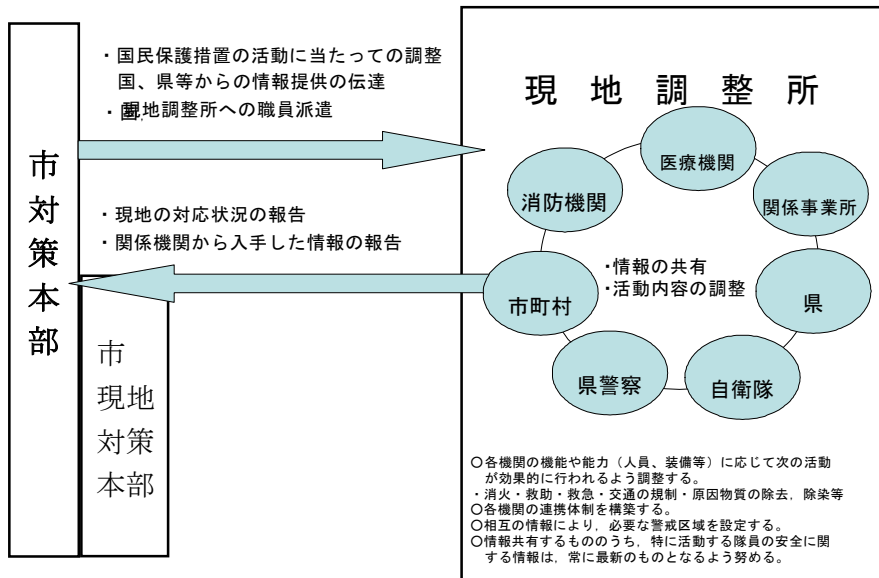
7 現地調整所の設置

- (1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、

消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(2) 関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。

(3) 現地調整所の組織編成



(4) 現地調整所設置上の留意事項

ア 設置の目的等

現地調整所については、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするため、必要に応じて市が積極的に設置する。

イ 設置場所

現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

ウ 関係機関の連携の強化等

(ア) 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は、随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。

(イ) 現地調整所の設置により、市は、消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことができ、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。

(ウ) 現地調整所における最新の情報については、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かす。

エ 関係機関の現地調整所への市職員の派遣

他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を参画させる。

市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。

(注) 市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

8 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

ア 市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

イ 市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

ウ この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

ア 市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

イ この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

9 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、市防災行政無線等若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）等の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行う等通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携する必要がある、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるための必要な事項を以下に定める。

第1節 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じて国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

(1) 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

(2) 市は、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請

(1) 市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

- (1) 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
- (2) この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。
- (2) 市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊福岡地方協力本部北九州地区隊本部長又は市の協議会委員たる第40普通科連隊第2中隊長を通じて、陸上自衛隊にあつては西部方面総監、航空自衛隊にあつては西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

区分	組織	所在地
地方協力本部北九州地区隊本部長	自衛隊福岡地方協力本部 北九州地区隊本部	北九州市小倉南区北方5-1-1 (陸上自衛隊 小倉駐屯地正門横)
協議会委員 (第40普通科連隊 第2中隊長)	第40普通科連隊第2中隊	北九州市小倉南区北方5-1-1

- (3) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町村長等への応援の要求

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- (2) 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

2 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託

- (1) 市は、国民保護措置を実施するため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- (2) 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- (3) 市は、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、その内容を速やかに議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

1 関係機関の職員の派遣の要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

(2) 市は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

2 当該機関の職員の派遣の要請手順

- (1) 市は、1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。
- (2) 市は、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あつせんを求める。

第6節 市を行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等

- (1) 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- (2) 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 自主防災組織等に対する支援等

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

- (1) 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。
- (2) 市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮に努める。
- (3) 市は、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ

- (1) 市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握する。
- (2) 市は、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8節 住民への協力要請

- (1) 市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。
- (2) 市は、この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

《住民への協力要請事項》

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報の伝達及び避難住民の誘導等

第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知等に必要な事項について定める。

1 警報の内容の伝達等

〈警報とは〉

武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民を保護するために、国対策本部長が発令する。

〈緊急通報とは〉

実際に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険を防止するために知事が、緊急に発令する。

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民、及び自治会・自主防災組織並びに関係のある公私の団体（消防団、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他関係機関（教育委員会、市立病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.nakama.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

(3) 警報の内容

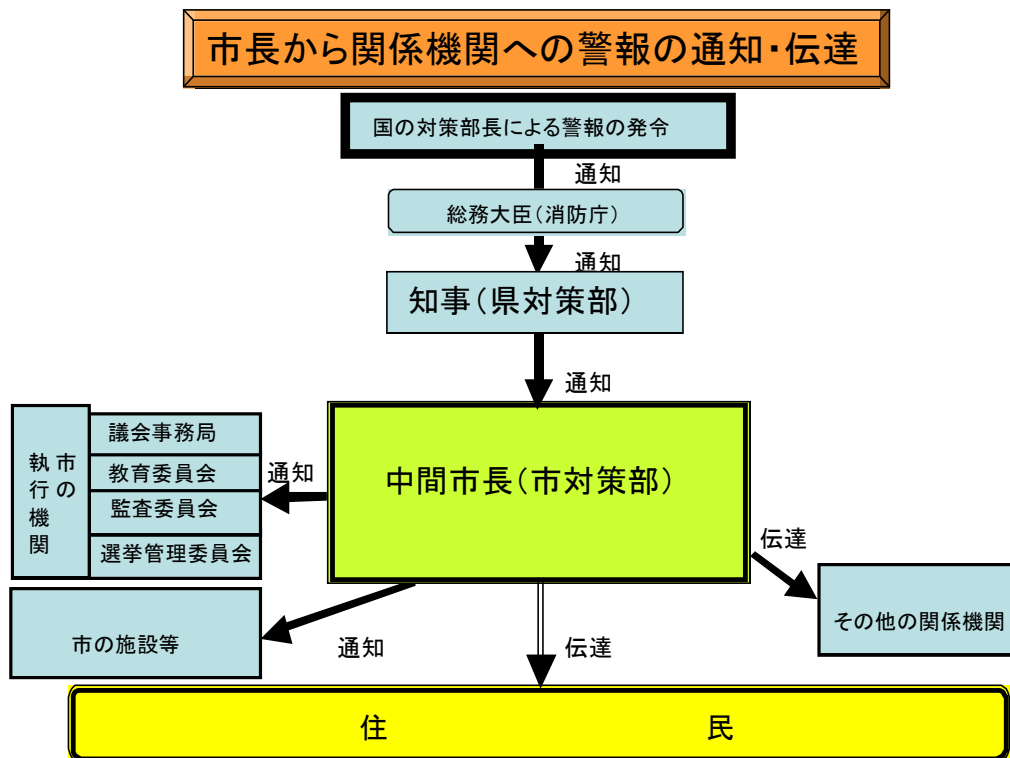
警報の内容は、警報を受けた者がそれぞれの立場に応じ適切な措置を講じることができるよう、次の内容とされている。

《警報の内容》

- ア 武力攻撃事態等の現状及び予測
 航空機等の接近、相手国の侵攻状況等相手国の軍隊等の状況及びこれらの今後の予測
- イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
 当該地域の都道府県名、市町村名等
- ウ 住民及び公私の団体に対し周知すべき事項
 避難誘導者の指示に従って冷静に行動することやテレビ・ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めること等の必要な事項

2 警報の内容の伝達方法

市長から関係機関への警報の通知・伝達の系統図を示す。



(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報手段 (『なかまコミュニティ無線』及び Spee CAN RYDEEN) 等により、原則として以下の要領より情報を伝達する。なお、警報の伝達手段の複数化を図るなど、より確実な伝達について検討する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合は、国が定めたサイレンを『なかまコミュニティ無線』及び広報車等を活用し最大音量で吹鳴して住民に注意喚起するとともに、ホームページへの掲載等あらゆる手段により、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合は、原則として、サイレンは使用せず、広報車、『なかまコミュニティ無線』、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

ウ 消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

エ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって、情報が伝達されなかった場合においては、緊急ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報を『なかまコミュニティ無線』等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する他、ホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

ア 市は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行う。

イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行う等、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

ウ 市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

具体的には、避難行動要支援者について、「総務部」と「保健福祉部」との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用する等、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

(5) 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項

ア 市内における警報の伝達

(ア) 市は、防災における情報の伝達方法等を踏まえ、防災行政無線、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用等、あらゆる手段を利用して、警報の伝達が確実に行われるように努める。

(イ) 市は、防災行政無線等の使用、消防団等による伝達、自治会等による連絡網の活用等を図る。

(ウ) 市は、状況に応じてファックス、電子メール等を利用する等して、警報の伝達が確実に行われるように努める。

イ 大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達

(ア) 市は、大規模集客施設等の施設管理者に対し、県との役割分担に沿って多様な媒体により警報の伝達に努める。

(イ) 施設管理者は、館内放送を利用する等により、速やかに施設内における利用者への伝達に努める。

ウ 高齢者、障がい者、児童等に対する警報の伝達

(ア) 市は、防災における体制等を活用し高齢者等の要配慮者への対応を優先する。

(イ) 市は、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を努める。

(ウ) 市は、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努める。

(エ) 避難支援プランを活用して、関係機関との情報伝達に努める。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

県国民保護計画では、以下のとおり例示されている。

〈緊急通報の例〉

国民保護法に係る緊急通報（例）	
福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在	
1 事態の現状 日時 場所 状況	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ 〇〇市〇〇海岸付近において、 不審なゴムボートが座礁。武装した2～3人組が付近に潜んでいる模様です。 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報がありました。 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われています。
2 今後の予測	付近の外出は、事件に巻き込まれる可能性があります。
3 周知事項	〇〇海岸付近に居住する住民等は、屋内で施錠の上待機し、テレビ・ラジオなどにより情報を収集し、今後の行政の指示を待ってください。 その他不審者に関する情報等あれば、以下に連絡してください。 福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（電話） 若しくは、もよりの市役所、町村役場（電話）
4 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（電話、FAX）

（※ 県国民保護計画より）

第2節 避難住民の誘導等

- 1 市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。
- 2 住民の避難誘導等は、市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、住民等への避難の指示の伝達及び避難住民の誘導について定める。

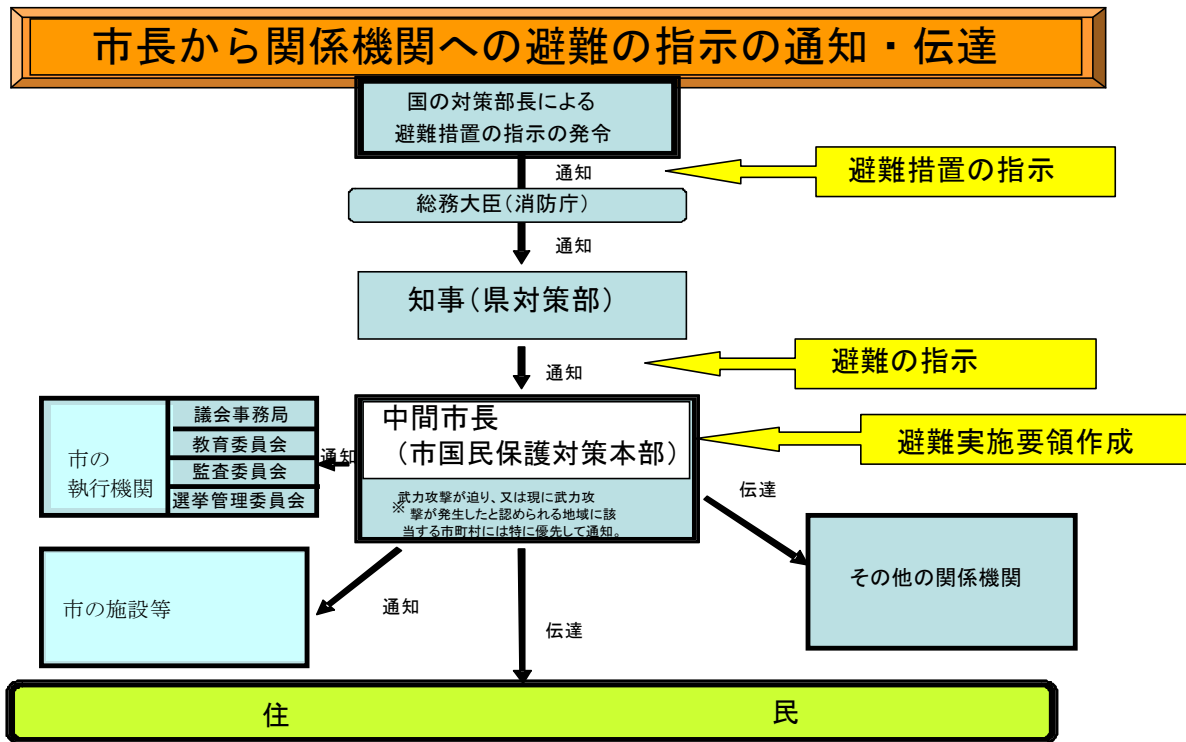
1 避難の指示の通知・伝達

- 1 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- 2 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

《知事による避難の指示の内容》

- ・ 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ・ 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ・ 主要な避難の経路、避難のための交通手段、その他避難の方法

○ 避難の指示の流れには下図のとおりである。



※市(町村)長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領の作成及び報告

- ア 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成する。
- イ 市長は、当該案について、各執行機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を作成する。
- ウ 市長は、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。
- エ 市長は、作成した避難実施要領を直ちに知事に報告する。
- オ 市長は、知事による避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

避難実施要領の作成に際しての主な留意事項を、以下に示す。

＜避難実施要領に定める事項（法定事項）＞

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法
- ・ 避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

＜避難実施要領作成の留意点について＞

- ・ 避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成する。
- ・ 県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことを基本に作成する。
- ・ 緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにする等、避難実施要領を簡潔な内容で作成することもあり得る。

(3) 避難実施要領の作成の際における考慮事項

避難実施要領の作成に際しては、県の国民保護計画における避難の方法の基本的な考え方に従って、以下の点に考慮する。

＜避難実施要領の作成の際における考慮事項＞

- ・ 避難の指示内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ・ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ・ 避難住民の概数把握
- ・ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ・ 輸送手段の確保の調整（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ・ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ・ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ・ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ・ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ・ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

≪市の避難実施要領の記載項目≫

※ 可能な限り具体的に記載する。

□印：チェック欄

項目	記載内容
① 要避難地域	□避難が必要な地域の住所 (中間市)
② 避難誘導の単位	□自治会 □事業所
③ 避難先	□避難先の住所 () □施設名 ()
④ 一時集合場所	避難住民の誘導や運送の拠点となる □住所 () □場所 ()
⑤ 集合方法	□集合場所への交通手段 ()
⑥ 避難の手段	避難誘導の交通手段 ()
⑦ 出発時刻等	□避難誘導の際の交通手段の出発時刻： 時 分 □避難誘導を開始する時間： 時 分
⑧ 集合に当たっての留意事項	□集合後の安否確認(有・無) □要配慮者への配慮事項 () □集合の際の避難住民の留意事項 ()
⑨ 避難の経路	□避難の経路 () □避難誘導の詳細 ()
⑩ 市職員、消防職団員の配置等の配置等	□関係市職員、消防職団員の配置 () □関係市職員、消防職団員の担当業務 ()
⑪ 避難行動要支援者への対応	□避難行動要支援者への対応方法 ()
⑫ 要避難地域における残留者の確認	□残留者の確認方法 ()
⑬ 避難誘導中の食料等の支援	□避難住民へ支援内容 (食料・飲料水・医療・情報等)
⑭ 携行品、服装	□避難住民の携行品、服装 ()
⑮ 緊急連絡先等	□問題が発生した際の緊急連絡先 ()

《市が作成する避難実施要領（参考例）》

避難実施要領（例示）

中間市市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の間接市○○地域及びその風下となる地域（○○地域及び○○地域）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

要避難地域の住民約○○名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○地域の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。
当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（※）化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させる。

（2）市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置
指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。
イ 市職員の現地派遣
市職員○名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。
ウ 現地対策本部との調整
政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

（※）NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たるため、政府の各機関との連絡を取り合っ活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保する。

（3）避難の経路、避難の手段その他避難の方法

ア A地区の住民は、B市のB地区にあるB市立B高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

《避難経路及び避難手段》

○避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合：A地区の住民は、市立A小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、県道〇〇号線を利用して、B市立B高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A地区の住民は、〇〇鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ県道〇〇号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B駅行きの電車で避難する。B市B駅到着後は、B市職員及び中間市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B高校体育館に避難する。

イ C地区の住民は、B市B地区にあるB市立B中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

(4) 住民の避難誘導の実施方法

ア 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難施設運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

イ 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難の指示を通知した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

ウ 高齢者、障がい者等避難行動要支援者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会等地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

(5) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限る。

(6) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れて密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える。

(9) 安全の確保

二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部署の役割 別に示す。

4 連絡・調整先

ア 市対策本部設置場所：中間市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

ウ 市対策本部の連絡先

担当 中間 太郎

T E L 093-244-1111

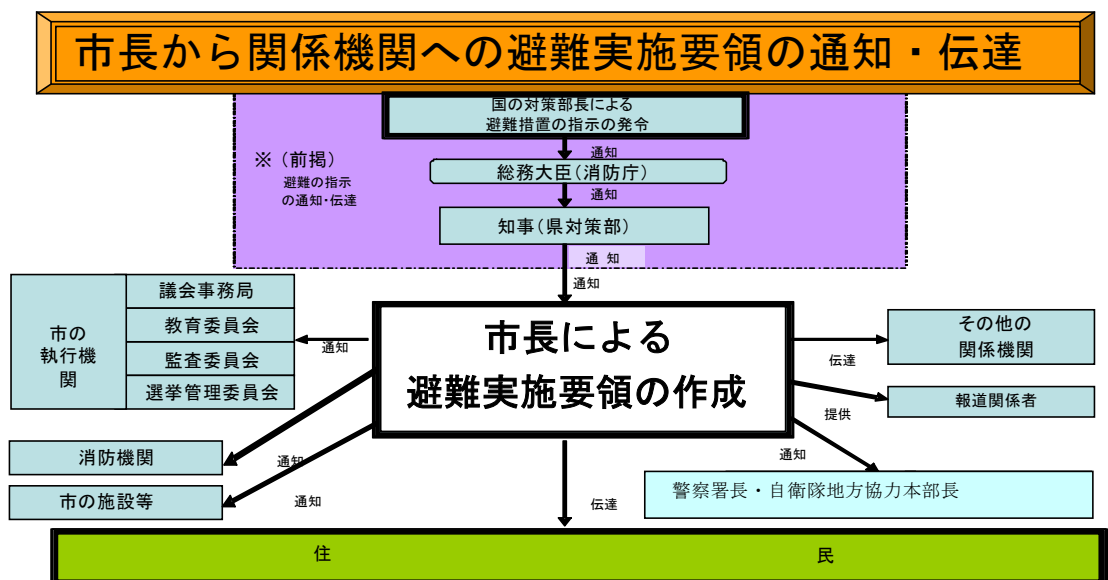
F A X 093-245-5598

≪国対策本部長による利用指針の調整≫

- ・ 自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- ・ この場合において、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

- ア 市長は、直ちに、作成した避難実施要領を知事に報告する。
- イ 市は、避難実施要領を作成後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。
- ウ 市は、住民に対して、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。
- エ 市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部北九州地区隊本部長並びにその他の関係機関に通知する。
- オ 市は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 避難住民の誘導

- ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。
- イ 市は、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として

誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

ウ 市は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

エ 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

オ 市は、夜間には暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備する等住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防本部及び消防署の活動

- ・消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する。
- ・消防本部及び消防署は、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

イ 消防団の活動

- ・消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行う。
- ・消防団は、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

ウ 市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 住民への協力要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

ア 市は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

イ 市は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

ア 市は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

イ 市は、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を明確にする。

ウ 市は、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 残留者等への対応

ア 市は、避難の誘導に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。

イ 市は、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難施設等における安全確保等

ア 市は、県警察等と協力し、被災地及びその周辺における警戒の強化、避難施設等の定期的な巡回を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努める。

イ 市は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなどの連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じて、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

- ア 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。
- イ 市は、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- ウ 市長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合する等広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- エ 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

- ア 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
- イ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知することができる。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 退避の指示（第3編第7章第2節 「応急措置等」を参照）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

《退避の指示について》

- ・ 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。
- ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

5 避難の方法の基本的考え方

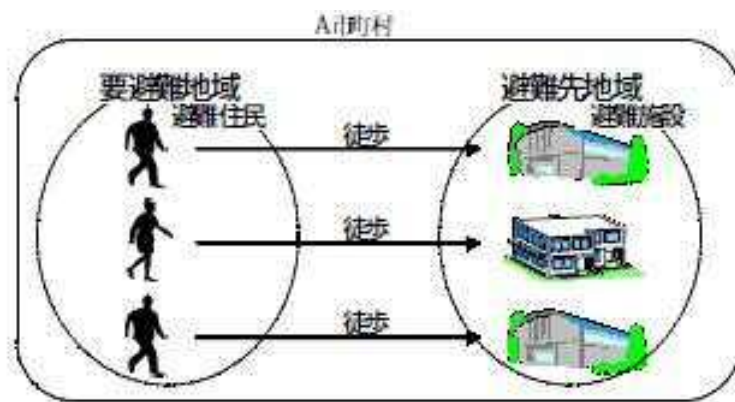
(1) 屋内への避難（退避）

ア 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃などにおいては、屋内への一時避難（退避）が考えられる。

イ これは、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物、地下施設などに移動するものであり、その後、事態の推移、被害の状況により他の安全な地域に避難する。

(2) 市内での避難

市内での避難については、避難施設まで原則として徒歩等により移動する。



(3) 市の区域を越える避難

市の区域を越える避難については、避難時の渋滞などが引き起こす混乱を回避することが重要であり、基本的に次の方法により避難を行う。

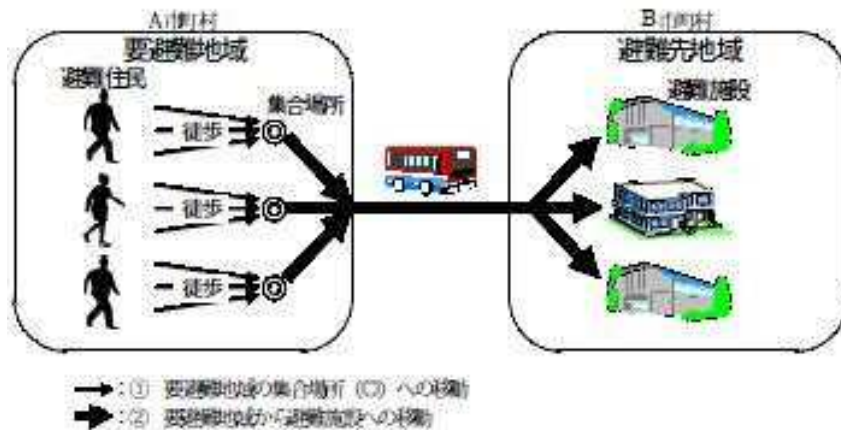
この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において避難者の確認を行う。

ア 要避難地域において、避難者は、あらかじめ市により指定された集合場所に移動する。

- ・市内の集合場所まで原則として徒歩等により移動する。
- ・鉄軌道による避難を行う場合、集合場所として駅に近い場所をあらかじめ指定する。

イ 要避難地域の集合場所から避難先地域の避難施設へ移動する。

- ・原則として指定公共機関、指定地方公共機関及び市が保有するバス、電車等により移動する。
- ・バスによる移動で道路が狭隘であるなどにより避難場所まで乗車できない場合、避難施設の近接地で降車し、徒歩等により移動する。
- ・鉄軌道による避難を行う場合、集合場所からバス等により移動する。



(4) 避難行動要支援者の避難

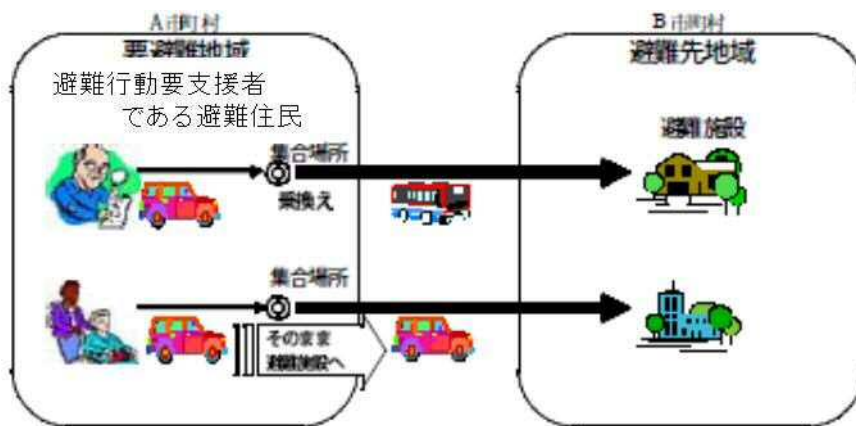
ア 避難行動要支援者の避難について、まず、家族や市職員、消防職員、消防団員、福祉関係者、自主防災組織、近隣の住民などの避難支援者は、避難行動要支援者を要避難地域の集合場所に自家用車等により移動させる。

イ 次に、集合場所において市が事前に把握している避難行動要支援者の状況に応じて、以下の方法のいずれかにより、避難先地域の避難施設に移動させる。

- ・バス等により乗り換えて避難先地域の避難施設に移動させる。
- ・そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設に移動させる。

ウ この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において行う避難行動要支援者の避難の確認に特に留意する必要がある。

エ その他、内閣府が作成する「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に行うこととする。



※ 地理的条件や地域の交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示する場合があります。

6 地域の状況に応じた住民の避難等の考え方

(1) 都心における住民の避難

ア 知事は、国対策本部長の判断に基づく避難措置の指示により、避難の指示を行う。

イ 国対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除き、混乱発生の防止のため、まず直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行う。

ウ 県は、この国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国対策本部長の指示を待って対応する。

エ 市は、知事の避難の指示を踏まえ、あらかじめ避難の準備ができる場合を除き、直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難誘導を行う。また、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難誘導を行う。

オ 市は、その後の事態の推移に応じた知事の指示を待って対応する。

カ 市は、避難に当たって、大人数が集中することによる混乱を防ぐため、できる限り地域、学校、施設、事業所単位で集合し、要配慮者等に配慮しつつ、地域等毎に順次誘導を行う。

(2) 交通網の寸断などによる孤立等の恐れのある住民の避難

ア 市は、孤立等の恐れのある住民の避難に際しては、住民の運送手段としてバス等を利用させ、道路等の状況を踏まえ避難経路の確保を行う。

イ 市は、避難に当たって、学校、施設あるいは集落単位で集合させることとし、徒歩による移動が長時間にわたる場合の自家用車等利用等集合方法に関して地域の実情に応じて指示する。

(3) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、館内放送を利用して情報を提供する等により混乱を防止し、事態の推移に応じて、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(4) 避難行動要支援者の避難

- ア 市は、施設入居者等について、それぞれの施設管理者と連携し、できる限りまとまって避難することとし、市長は、その状況について家族等に周知を図る。
- イ 避難行動要支援者の避難について、家族や市職員、消防職団員、福祉関係者、自主防災組織、近隣の住民等の避難支援者は、避難行動要支援者を要避難地域の集合場所に移動させる。
- ウ 集合場所において市が事前に把握している避難行動要支援者の状況に応じて、以下の方法のいずれかにより、避難先地域の避難施設に移動させる。
- ・ バス等により乗り換えて避難先地域の避難施設に移動させる。
 - ・ 自家用車等により避難先地域の避難施設に移動させる。
- エ 要避難地域の集合場所及び避難施設において、避難状況等の確認を行う際に、避難行動要支援者の情報を確実に得るなど、その対応に特に留意する必要がある。
- オ その他、「避難行動要支援者名簿」を参考とする。

7 各事態に応じた住民の避難等の考え方

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ア 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。実際に弾道ミサイルが発射された時の警報が発令された時は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難する。
- イ 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

○ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の弾着地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に弾着の可能性があるものとして、対応を考える必要がある

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア 国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

イ 避難は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、住民を要避難地域の外に避難させる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる。

ウ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防本部、県、県警察、自衛隊等の関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する。また、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

(3) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲で、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応する。

イ 着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救 援

第1節 救援の実施

1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

(1) 救援に関する措置

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 遺体の捜索及び措置
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の内容

1 救援の基準等

- (1) 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。
- (2) 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

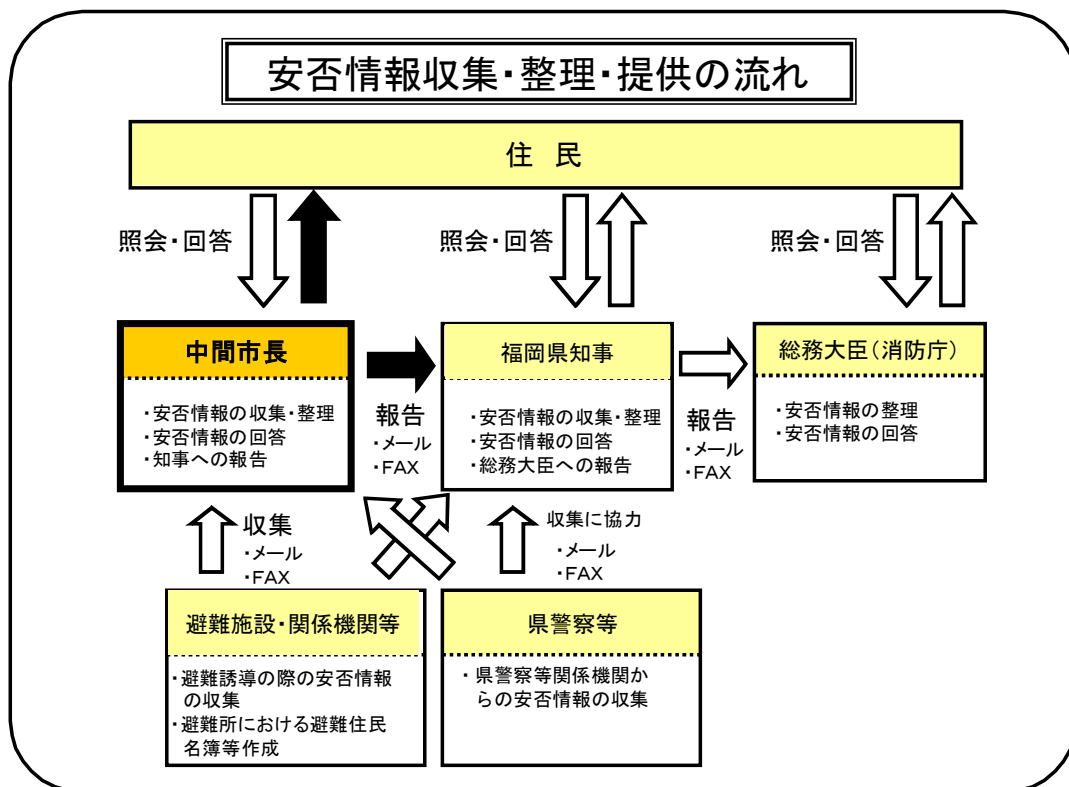
2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れ図を下記に示す。



第1節 安否情報の収集等

1 安否情報の収集

- (1) 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

- (2) 安否情報を収集する様式については、「安否情報省令」第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により行う。
- (3) 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して避難者名簿を作成する等により行う。

2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

第2節 県に対する報告

- 1 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、「安否情報省令」第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。
- 2 市は、事態が急迫して上記の方法によることができない場合は、口頭や電話等での報告を行う。

第3節 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付

- (1) 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- (2) 市は、住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、「安否情報省令」第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。
- (3) 市は、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付ける。

2 安否情報の回答

- (1) 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行う。
- (2) 市は、確認等を行うことにより、不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を「安否情報省令」第4条に規定する様式第5号により回答する。
- (3) 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (4) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 市は、安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底する等、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力

- 1 市は、日本赤十字社福岡県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。
- 2 市は、当該安否情報の提供に当たっても、第3節2、3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

- 1 市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応や活動時の安全の確保に留意し、他の機関との連携のもとで活動を行う。
- 2 市は、武力攻撃災害への対処に関しての基本的な事項を定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市長は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、前項の他、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

- 1 市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う。
- 2 市は、上記の措置の実施に必要な事項を定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

- ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。
- イ 市長は、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

《退避の指示について》

- ・ 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。
- ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

《退避の指示(例)》

- ・ 「〇〇丁目、△△町〇番」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街等屋内に一時退避すること。
- ・ 「〇〇丁目、△△町〇番」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

《屋内退避の指示について》

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ・ N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達する。
- イ 市は、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、県に通知を行う。
- ウ 市は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- エ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有する。
- イ 市長は、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ウ 市長は、市職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞く等安全確認を行った上で活動させる。
- エ 市長は、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- オ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

《警戒区域の設定について》

- ・ 警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。
- ・ 警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

イ 市長は、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

ウ 市長は、NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

エ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。

オ 市長は、放送事業者に対してその内容を連絡する。

カ 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

キ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずる。

ク 市長は、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

ケ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(3) 損失補償

市は、法律の規定に基づき行われた物資の収用、土地・建物等の使用等その他の処分により生じる損失については適切な補償を行わなければならない。

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

- ア 市は、武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努める。
- イ 市は、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

- ア 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。
- イ 消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行う。
- ウ 消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長又は消防長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

この場合、市長は知事に対して、その旨を通報する。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要する等必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

ア 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集する。

イ 市長は、出動拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図る等消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

ア 市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保する。

イ 市長は、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行う等、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供する。

イ 市長は、県警察等との連携した活動体制を確立する等、安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせる。

エ 市長は、派遣職員と市対策本部との連絡を確保させる等安全の確保のための必要な措置を行う。

オ 市が被災地でない場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集する。また、出動す

る要員に対し情報の提供及び支援を行う。

カ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防職員と連携し、その活動支援を行う等団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

キ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

- 1 生活関連等施設とは、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ生活に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設である。
- 2 市は、国の方針に基づき、必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携し、生活関連等施設の安全確保等の対処について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

ア 市長は、市が管理する生活関連等施設について、施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

イ 市長は、必要に応じ、県警察、他の市町村の消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

ウ 市は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

エ 市が構成団体となっている一部事務組合が管理する生活関連等施設についても、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

(3) 消防本部による支援

消防本部は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

ア 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

イ 市長は、避難住民の運送等の措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

〈危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置〉

● 対象

消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

■ 措置

- ① 危険物の製造所等の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

ア 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

イ 市長は、(1) 枠内の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

- 1 市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずる。
- 2 このため、市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。
- 3 市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項を定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、市の区域に所在する放射性同位元素等取扱事業所（「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」による。以下「放射線取扱事業所」という。）、又は放射性物質の運搬時に武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響をかんがみ、必要な措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業者等から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあたっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防署に連絡する。
- イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者等、内閣総理大臣及び原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会及び知事に通報する。
- ウ 市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防署に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(2) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害応急対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(3) 住民の避難等の措置

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、住民の避難及び一時移転（福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者等からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(4) 国への措置命令の要請等

ア 市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

イ 市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、放射線取扱事業所が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等について、県の指示により行うものとする。

(6) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供する等により、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染（福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。）の実施については、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 飲食物の摂取制限

市長は、必要に応じ、飲食物の制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害応急対策計画）等に定められた処置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、関係機関との連携により実施する。特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じ、住民の安全を確保する。

(1) 応急措置の実施

ア 市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状

況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

イ 市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手する。また、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

ア 市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

イ 市長は、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図る。

ウ 市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

(ア) 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

(イ) 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

(ア) 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させる。

(イ) 市は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。

《生物剤を用いた攻撃の場合の留意事項》

ア 天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。

イ 市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常被害状況等の把握方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 汚染の拡大を防止するための措置

ア 市長は、知事により放射性物質等による汚染の拡大を防止するための協力要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

イ 市長は、次の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる掲示内容を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（次の表中の占有者、管理者等）に通知する。

ウ 市長は、次の表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に必要な掲示内容を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

	対象物件等	措置	権限を行使する場合の掲示内容
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止	
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供する等により、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項を定める。

第1節 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集及び報告

(1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、次の内容について情報を集約する。

《 情報収集内容 》

- ・武力攻撃災害が発生した日時
- ・場所又は地域
- ・武力攻撃災害の状況の概要
- ・人的及び物的被害の状況 等

(2) 市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にする。

(3) 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(4) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

(5) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

(6) 市は、新たに重大な被害が発生した場合等、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第2節 廃棄物の処理

1 廃棄物処理の特例

- (1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- (2) 市は、(1)により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する必要な措置を定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定

- 1 市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図る。
- 2 市は、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2節 避難住民等の生活安定等

1 被災児童生徒等に対する教育

- (1) 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行う。
- (2) 市教育委員会は、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討する。

4 支援措置の広報等

市は、支援措置等を広く広報するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

第3節 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給

- (1) 市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の応急給水を実施する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

2 公共的施設の適切な管理

市は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項を定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義について】

1949年8月12日の「ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、「国民保護措置に係る職務、業務又は協力」（以下「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う「職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等」（以下「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第 1 節 特殊標章等

1 特殊標章

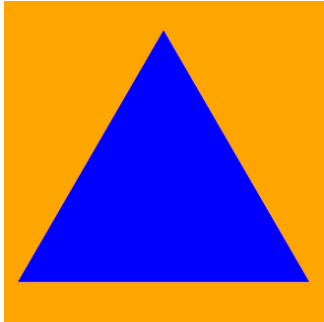
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

2 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

3 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



オレンジ色地に
青の正三角形

表面	裏面															
	<table border="1"> <tr> <td>身長/Height</td> <td>瞳の色/Eyes</td> <td>髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3">所持者の写真 (PHOTO OF HOLDER)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">印/Stamp</td> <td>所持者の署名 (Signature of holder)</td> </tr> </table>	身長/Height	瞳の色/Eyes	髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information			血液型/Blood type			所持者の写真 (PHOTO OF HOLDER)			印/Stamp		所持者の署名 (Signature of holder)
身長/Height	瞳の色/Eyes	髪の色/Hair														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information																
血液型/Blood type																
所持者の写真 (PHOTO OF HOLDER)																
印/Stamp		所持者の署名 (Signature of holder)														
<p>この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための空白</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 National security personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の条格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>	<p>（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））</p>															

第一追加議定書付属書Iに規定する
国民保護の要員の身分証明書のひな型

第 2 節 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 3 0 号国民保護室長通知）を参考。）。

1 特殊標章等の交付及び管理

市は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員

- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者（市長）

- ア 水防管理者の所轄の職員等で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場等の様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修等の応急の復旧のため必要な措置を講じる必要があるため、応急の復旧に関して必要な事項を定める。

第1節 基本的考え方

1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施する。
- (2) 市は、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行う。
- (2) 市は、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。
- (3) 市は、復旧措置を講じても、なお、障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2節 公共的施設の応急の復旧

- 1 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- 2 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を国及び県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うため、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項を定める。

第1節 武力攻撃災害の復旧

1 国における所要の法制の整備等

- (1) 武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備される。
- (2) 特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討される。
- (3) 市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。
- (2) 市は、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する市の手続等について必要な事項を定める。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償及び損害補償

1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

- 1 市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失補償の請求を行う。
- 2 ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処について必要な事項を定める。

第1節 緊急対処事態

- 1 市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2節に掲げるとおりである。
- 2 市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

- 1 緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定される。
- 2 市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。
- 3 市は、緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達について、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。